

第 7 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成22年11月 9 日

(平成21年度決算)

(教育委員会・企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年11月9日(火曜日)

午前10時3分開議  
 午前10時57分休憩  
 午前11時3分開議  
 午後0時9分休憩  
 午後1時2分開議  
 午後2時21分休憩  
 午後2時31分開議  
 午後3時8分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第17号 平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第22号 平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第26号 平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第34号 平成21年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第35号 平成21年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第36号 平成21年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第37号 平成21年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について

出席委員(10人)

委員長 馬場成志  
 副委員長 溝口幸治  
 委員 児玉文雄  
 委員 鬼海洋一  
 委員 中原隆博  
 委員 大西一史  
 委員 九谷弘一

委員 内野幸喜  
 委員 高木健次  
 委員 増永慎一郎

欠席委員(1人)

委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本隆生

教育次長 岡村範明

教育次長 岩瀬弘一

教育次長 阿南誠一郎

教育政策課長 松永正男

高校教育課長 瀬口春一

義務教育課長 谷口慶志郎

学校人事課長 柳田誠喜

社会教育課長 小野賢志

人権同和教育課長 川上修治

文化課長 小田信也

体育保健課長 城長眞治

施設課長 後藤泰之

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 山本國雄

企業局

局長 川口弘幸

次長兼総務経営課長 黒田祐市

工務課長 福原俊明

発電総合管理所長 武田裕之

病院局

病院事業管理者 横田 堅

首席病院事業審議員兼

病院長 濱元純一

総務経営課長 大谷祐次

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 富 永 安 昭  
首席会計審議員兼  
会計課長 田 上 勲

---

監査委員出席者

監査委員 角 田 岩 男

監査委員事務局出席者

事務局長 林 田 直 志  
監査監 山 中 和 彦  
監査監 中 島 昭 則

---

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成  
議事課課長補佐 堀 田 宗 作  
議事課主幹 濱 田 浩 史  
議事課主幹 津 川 尚 美

---

午前10時3分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに教育委員会の審査を行い、その後、午後1時から企業局、病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず教育長から総括説明を行い、続いて担当課長、順次説明をお願いします。

初めに、山本教育長からお願いします。

○山本教育長 平成21年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまますところの御指摘のありました施策推進上の改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきましてその後の措置状況を御報告いたします。

まず、委員長報告第4の1「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれの努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」及び第4の1

0にございます「育英資金等の未収金は、増加傾向にある。督促業務に係る職員等の増員により、実態把握は進んでいるようではあるが、未収金回収の実績につながるよう取り組むこと。」という御指摘について説明いたします。

まず、「効果的で徹底した徴収促進」につきましては、平成22年度に育英資金を専任で担当する修学支援係を新たに設けまして、従来の訪問を主体とした催告から文書及び電話による催告に重点を移し、催告の頻度を高めますとともに、滞納事例等を活用した実践的な研修会等を実施して、非常勤職員等のスキルアップを図るなど、回収業務の改善・強化に努めております。

また、長期間納付がない債権等につきましては、裁判所への支払い督促申し立てを行うなど、育英資金としては初めて法的手段による未収金回収に着手したところでございます。

これらの取り組みの結果、21年度末現在の収入未済額約8,986万円のうち、約3,500万円を本年10月末現在で回収いたしております。これは約40%の収納率となりますが、前年度までの収納率はここ数年16から17%で低迷しておりましたので、今年度7カ月を経過した時点での40%というこの収納率は、今年度の取り組みの効果があらわれてきているのじゃないかと考えるところでございます。

また、スクールカウンセラー報酬等返還金に伴う未収金につきましては、これは平成12年及び13年度に任用いたしましたスクールカウンセラー1名について、任用に必要な資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明したため、本人に対して任用当初にさかのぼって任用を取り消し、支払った報酬等全額の返還を求めているものでございます。

報酬等の返還がなされないため、法的措置も視野に入れ督促を継続して行ってきましたが、本人が刑事事件で逮捕され懲役2年の実

刑判決を受け、平成20年3月まで服役しておりました。

それで、出所後、督促を再開した結果、未収金の一部が納入されましたが、平成21年5月より精神疾患のため通院中であり、現在、就業していない状況でございます。今後、回復状況等を見ながら、督促を行ってまいります。

さらに、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じて、未納者への催告とあわせて償還計画書の提出を働きかけ、計画的な返還を促しております。

また、平成21年度から関係市町村教育委員会等と共同して、個別訪問による返還相談を始めたところであり、未納者の生活状況等の把握に努め、未納者の返還意識の向上を図りながら、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、委員長報告第4の9、「教員の研修には、制度として、初任者研修と10年経験者研修があるが、教員の資質を疑われるような事例の発生が見受けられるので、人間としての規範意識を高める研修や現場における研修等に重点的に取り組むこと。」という御指摘について御説明いたします。

初任者研修につきましては、人権感覚についての講話や不祥事防止等の公務員倫理についての研修、あいさつの仕方やおじぎの仕方など、ごくごく基本的な接遇を初め、社会人としてのあり方について実践的な研修を実施し、また学校現場においては管理職等が、教師としての心構え等、人としてのあり方について研修を実施しております。

加えて、特別支援学校や消防学校における体験研修を通して、教員の原点である1人1人の子供を大切にするという意識、組織の一員としての自覚などを高め、教育者としての資質の向上を図っております。

10年経験者研修につきましては、人権教

育、公務員倫理、社会体験研修、特別支援学校での研修、人間のあり方等に関する研修などを、県立教育センターや所属校などで実施し、個々の教諭等の教科指導、生徒指導等に関する指導力及び教員としての資質の向上を図っております。

次に、平成21年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明いたします。

まず歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額404億812万2,000円に対しまして、調定額は391億2,253万5,000円、収入済み額389億4,181万4,000円、収入未済額1億8,072万1,000円、収入率99.5%となっております。

歳出は、予算現額1,607億17万9,000円に対しまして、支出済み額は1,566億9,073万9,000円、翌年度繰越額22億8,047万3,000円、不用額17億2,896万7,000円、執行率97.5%となっております。

繰り越し事業は、主な内容といたしましては、高等学校の施設整備事業、それから高等学校の産業施設整備費、県営体育施設整備推進事業等となっております。年度内に整備することが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が、教育委員会関係の平成21年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

組織機構改革によりまして、今年度から福利厚生課が教育政策課福利厚生室となりましたので、教育政策課及び福利厚生課の決算状況につきまして、私、松永の方から御説明いたします。

最初に、教育政策課分について申し上げます。

す。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料2ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なもので国庫支出金は、主に経済危機対策に伴う熊本県教育情報化推進事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

主なものとして、繰越金につきましては昨年度の明許繰越分でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、教育委員会費は、主に教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

事務局費として主なものは、事務局職員の人件費、教育政策課と教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業等に係る経費でございます。

なお、熊本県教育情報化推進事業におけるパソコン等の入札につきましては、地元の業者が全体の約75%を落札したことで、地域の地域経済に大いに貢献できたものと考えております。

不用額の主な内容は、教育委員会事務局行政職員に係る人件費のうち、時間外縮減による執行残、県立学校校務環境整備に係るパソコン等の購入費のうち、入札による執行残等でございます。

教職員人事費は、児童手当でございます。

また、恩給及び退職年金費は、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給・扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡による執行残でございます。

教育政策課は、以上でございます。

引き続き、福利厚生課について申し上げます。

す。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、資料5ページの歳入について御説明いたします。

財産運用収入は、教職員住宅の家屋貸付料及び県有地の土地貸付料でございます。

ここで、家屋貸付料につきましては、収入未済額がございます。これは、入居者が平成22年3月分の家賃を納入せずに県外に転居され、その後の連絡に時間を要したことにより発生したものでございます。その後、平成22年6月7日に納入されたことを確認しております。今後はこのようなことが起こらないよう、十分気をつけていく所存でございます。

また財産売払収入は、教職員住宅の廃止に伴う教職員住宅用地及び建物の売払収入でございます。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

続きまして、資料6ページの歳出について御説明申し上げます。

事務局費でございますが、これは課の運営費及び事務局職員の健康診断等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、当初見込みの健康診断受診者数より受診者が少なかったために生じた執行残でございます。

教職員人事費につきましては、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。

主な不用額につきましては、教職員住宅解体及び修繕に係る工事等の入札残でございます。

続きまして、附属資料の方をお願いいたします。附属資料の6ページをお願いいたします。

附属資料6ページの財産処分でございますが、教職員住宅の廃止に伴う教職員住宅用地及び建物を売り払ったものでございます。

福利厚生課は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課長の瀬口でございます。

定期監査における公表事項のうち、定時制、通信制、修学奨励資金返還金の回収につきましては、後ほど各会計のところで御説明させていただきます。

では、説明資料7ページから19ページの一般会計、熊本県高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金貸与基金特別会計について、順に御説明いたします。

まず、7ページから9ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

7ページから8ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、8ページをごらんください。

8ページの諸収入でございますが、このうち一番下に記載してあります定時制、通信制修学奨励資金貸付金回収金及び雑入の収入未済につきましては、定時制、通信制修学奨励費返還金でございます。これは貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございますが、冒頭に申しあげました定期監査において指摘を受けたもので、87万7,000円が収入未済となっております。この未収金につきましては、文書、電話等による督促に努め、早急な返還を促しているところでございますが、今後はさらに法的措置を含めた対策により、督促を強化するなど有効な回収対策を講じ、未収金解消に努めたいと思っております。

次に、10ページをお願いします。

10ページから13ページまでの一般会計の歳出について、御説明いたします。

10ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費などがございます。

不用額の主なものは、前期再編統合に係る新設校の備品購入費の入札に伴う執行残でございます。

次の教育指導費は、高校生为非行防止と健全育成事業などに要した経費でございます。

不用額の主なものは、非常勤職員人件費等の執行残でございます。

11ページになりますが、中学校費のうち教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用や、県立中学校の運営費でございます。

不用額の主なものは、県立宇土中学校、八代中学校へ配備しましたOA機器のリース契約に係る入札に伴う執行残などがございます。

高等学校費のうち高等学校総務費は、高等学校入学者選抜学力検査費でございます。

不用額は、執行残でございます。

次に教育振興費は、理科教育等設備費や高等学校産業教育設備整備費等に要した経費でございますが、不用額の主なものは、産業教育設備の入札に伴う執行残などがございます。

次に、12ページをお願いします。

学校建設費でございますが、併設型中高一貫教育導入や県立高等学校再編統合に伴う施設整備に要した経費でございますが、不用額の主なものは施設整備の入札に伴う執行残などがございます。

次に特別支援学校費でございますが、特別支援学校理科教育等設備の整備に要した経費でございますが、不用額は執行残でございます。

保健体育費の保健体育総務費は、定時制高等学校における夜食費に要した経費でございますが、不用額を生じた理由は執行残でございます。

次に、諸支出金でございます。13ページになりますが、高等学校実習資金特別会計繰出金は、実習資金特別会計の水産高等学校への繰出金でございます。

不用額の主なものは、実習船整備の一部を自主整備したことによる経費節減等に伴う繰出金の減であります。

次に、育英資金貸与基金特別会計繰出金は、育英資金貸与基金特別会計への繰出金でございます。

不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

以上で、一般会計を終わります。

続いて、14ページからは熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず歳入につきましては、14ページから15ページまででございますが、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、14ページの下から2段目でございますが、一般会計繰越金につきましては、先ほど御説明しました実習資金特別会計の節減等に伴い、一般会計からの繰越金が縮減できたものでございます。

15ページの繰越金につきましては、農業生産物収入の実績増などによる次年度への繰越金の増でございます。

次に、16ページをお願いします。

歳出でございますが、農業高等学校費は農業高校における農産物、畜産食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。

不用額の主なものは、執行残などでございます。

水産高等学校費は、水産高校における実習船による操業、農水産物の食品加工などの生産的実験実習と運営に要した経費でございます。

不用額の主なものは、執行残などでございます。

次に、17ページをお願いします。

熊本県育英資金貸与基金特別会計でございます。

まず歳入につきましては、17ページから18

ページでございます。国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

17ページの諸収入につきましては、これは育英資金貸付金の償還金でございます。償還元金、延滞利息等を合わせまして8,986万7,000円が収入未済となっております。この未収金対策につきましては、先ほどの教育長による説明のとおりでありまして、今後も引き続き有効な回収対策を講じていきたいと思っております。

次に、18ページ下段の繰越金でございますが、平成20年度余剰金を21年度に繰り入れたものでございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、19ページをお願いします。

歳出でございますが、育英資金貸付金は貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等による貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。資料の1ページを、お願いします。

繰越事業でございますが、まず1段目の高等学校産業教育設備整備事業及び3段目の特別支援学校教育設備整備事業費につきましては、平成21年度12月補正予算において緊急経済対策として計上したものでございます。年度内執行が困難であったため、それぞれ1億9,972万5,000円及び4,032万3,000円を繰り越したものでございます。

2段目の併設型中高一貫教育施設整備事業費につきましては、太陽光発電システムの選定に不測の日数を要したため、742万1,000円を繰り越したものでございます。

以上で、高校教育課を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、定期監査における公表事項、「報酬等返還請求に係る未収金が495万6,960円、平成21年度中は全く返還されていない。債務者の資産等調査、少額分納の検討などにより、今後も未収金の解消に努めること。」につきましては、後ほど歳入のところで御説明させていただきます。

では、資料20ページの、一般会計の歳入に関して御説明させていただきます。

主な収入といたしましては、スクールカウンセラー等配置事業に係る国庫補助金、また文部科学省等から教育方法等改善研究のための委託を受け、調査・研究を行う事業等に係る国庫委託金でございます。

使用料及び手数料、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入の雑入でございますが、収入未済額442万7,000円は、教育長より冒頭に説明のありましたスクールカウンセラー報酬等返還金に伴う平成21年度末までの未収金でございます。

本人は、平成21年5月より精神科へ通院、療養中で就業しておらず、平成21年度は返還がありませんでしたが、本年度は本人からの聞き取り等により状況把握を行う中で分納についても話をした結果、同居する母親の協力を得まして、現在までに5,000円の入金が3回、計1万5,000円が納入されております。今後も、回復状況等について定期的に聞き取りを行い、その状況を踏まえて引き続き督促を行ってまいります。

次に、資料21ページの一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童・生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございますが、翌年度繰越額はございません。

不用額の主なものでございますが、経費節減及び非常勤職員人件費等の執行残でござい

ます。

次に、教育センター費でございますが、施設の管理運営や教育研究、教職員の研修事業等に要した経費でございます。

不用額は、光熱水費の経費節減及び施設管理の業務委託の入札残でございますが、翌年度繰越額はございません。

最後に、保健体育総務費でございますが、食育の推進及び栄養教諭、学校栄養職員の研修等の事業に要した経費でございます。

不用額は執行残でございますが、翌年度繰越額はございません。

義務教育課は、以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課の柳田でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の22ページをお願いします。22ページから27ページは、一般会計の歳入でございます。

当課の歳入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

まず、22ページから23ページですけれども、使用料及び手数料でございます。主なものとしましては、県立学校の授業料、教員免許更新手数料でございます。

授業料につきましては、約700名の中途退学者等がございまして、生徒数の減によるもので、予算との差が約500万円出ております。

免許更新の方は、昨年、政権交代によりまして、この免許更新制度の見直しが報道されましたため、この免許更新につきましては2年間で手続をすることができることになっておりまして、初年度の申請を控えた人が多かったために、予算との差が460万円ほど出ております。当初1,800名ほどの申請があるだろうというふうに思っておりましたけれど



も、実際は700名弱の申請にとどまっております。

次に、23ページの下段から25ページが、国庫支出金でございます。

24ページをお願いします。

主なものとしまして、特別支援学校への就学支援に対しまして、国が2分の1を負担する就学奨励費負担金、それから小中学校教職員の給与について国が3分の1を負担します義務教育学校職員費負担金でございます。義務教育費、学校職員負担金につきましては、国の予算が不足しましたものですから、1億円余り大幅に減額されたことによる差でございます。これにつきましては、平成22年度に改めて予算の配分を受けております。

次に、26ページから27ページは、諸収入でございます。

主なものとしましては、27ページの雇用保険徴収金あるいは特別支援学校でのあんま等の治療実習等に係る雑入でございます。

引き続きまして、28ページをお願いします。28ページと29ページが歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

まず、28ページの上から3行目になりますが、事務局費それから教職員人事費ですが、内容はほとんどが教職員の退職手当であります。

不用額は、希望退職者が見込みより少なかったことによる退職手当の執行残でございます。

続きまして28ページの下から2行目、小学校費、教職員費、最下段の中学校費、教職員費及び29ページの2行目の高等学校費の高等学校総務費でございますが、不用額は、いずれもほとんどが教職員給与費等の人件費の執行残でございます。

給与費につきましては、年度途中で休職や育児休業等によりまして、例年、不用額が多くなっております。今後とも人件費の予算計

上に当たりましては、できるだけ精査をいたしまして執行残が小さくなるように努力してまいりたいというふうに思います。

次に29ページの3行目からですが、全日制の高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、これは高等学校の光熱水費や事務経費等の学校の管理運営に係る予算でございます。不用額は各学校における光熱水費、事務経費等の節減に努めた結果でございます。

最後に、最下段の特別支援学校費ですが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費並びに就学奨励費でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残それから管理運営費の経費節減に努めた結果でございます。理由は、先ほどの高等学校の人権費及び管理運営費と同様でございます。

以上で、学校人事課分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課長の小野でございます。着席のまま、説明させていただきます。

初めに、定期監査における公表事項でございますが、平成21年度に雇用した臨時職員の21年5月分賃金の支給遅れがございました。今後とも内部チェック体制を強化し、速やかに支給するよう御指摘をいただきました。

平成22年度からは、庶務事務の集中化によりまして、総務事務センターが職員本人の口座に振り込むという形になりまして、支給遅れなどは生じておりませんが、御指摘を踏まえまして経理全般にわたり内部チェックの体制の強化を図り、適切な処理を行ってまいります。

続きまして、歳入について御説明いたします。資料30ページをお願いいたします。

まず、使用料につきましては、県立図書館の利用者向け売店等の行政財産許可物件の使用料収入でございます。

次に国庫支出金は、文部科学省の補助事業及び委託事業に係る補助金委託金の収入でございます。補助事業は、放課後子ども教室推進事業、委託事業は学校支援地域本部事業などでございます。

次に財産収入につきましては、熊本県青年会館への用地貸付料及び天草青年の家所長宿舍用地の売却収入でございます。

次に諸収入につきましては、平成20年度の放課後子ども教室推進事業費の補助金の返還金等でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額等はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。33ページを、お願いいたします。

社会教育費の中で社会教育費総務費につきましては、県立図書館以外の職員47名分の職員給与費のほか、社会教育生涯学習の振興に関する各種事業並びに生涯学習推進センターの管理運営費でございます。

不用額が生じた主な理由は、国庫補助事業等の実施主体であります市町村等が事業費の節約を図ったことによる執行残及びその他の事業の経費を節減したことによる執行残でございます。

次に図書館費は、県立図書館の管理運営費等でございます。

不用額が生じた主な理由は、図書館の管理運営に関する経費の節減を図ったことによるものでございます。

次に、付属資料の2ページの繰越事業について、御説明いたします。

これは県立青少年教育施設4施設あるうち、天草の青年の家、菊地少年自然の家の耐震診断を実施するための委託経費でございます。

本事業につきましては、平成21年度2月補正予算における緊急経済対策に係る事業とし

て措置をいただきましたけれども、年度内の執行が困難でありましたため、事業費918万円全額を繰り越しまして、本年度耐震診断を実施しているところでございます。

次に、附属資料の7ページをお願いいたします。

熊本県立天草青年の家の所長宿舍のうち13.29平方メートルを、申し出により隣接地の個人に売却し、263.76平方メートルを一般競争入札により売却したものでございます。

社会教育課分は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課長の川上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。それでは、座って御説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

それでは次に、説明資料34ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

諸収入でございますが、雑入及び年度後返納の収入未済額につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の返還金でございます。雑入と年度後返納を合わせて8,552万7,000円が収入未済となっております。

この未収金の回収につきましては、関係市町村教育委員会等の担当者を通じて、催告とあわせまして分割納付を指導するなど、市町村と連携して貸付金の回収に努めております。

平成21年度からは、未納者に対して関係市町村の職員と共同して、個別訪問による返還相談等を実施しているところであります。引き続き、未収金の解消に全力を挙げて取り組む所存でございます。

なお、不納欠損額はございません。

次に、説明資料の35ページの歳出について御説明をいたします。

まず、教育総務費の教育指導費でございま

すが、これは課運営費及び教職員等を対象とします各種人権教育研修事業費等でございます。

不用額を生じた主な理由ですが、旅費等の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、社会教育における指導者育成のための人権教育促進事業及び人権フェスティバル事業費等でございます。

不用額を生じた主な理由は、昨年の新型インフルエンザ等の発生により、熊本県人権子ども集会を中止したことに伴う執行残等でございます。

人権同和教育課は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○小田文化課長 文化課長の小田でございます。座って説明させていただきます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、説明資料の36ページの歳入について御説明いたします。36ページから37ページの使用料及び手数料のうち主なものは、装飾古墳館の観覧料及び美術館の観覧料等でございます。

37ページから38ページの国庫支出金のうち、主なものは遺跡の発掘調査に対する国庫補助金である遺跡発掘調査費補助や史跡等の重要文化財の保存に対する国庫補助金である史跡等保存整備費補助でございます。

また、40ページから41ページの諸収入のうち主なものは、国等からの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、37ページの地域活性化・経済危機対策臨時交付金の予算現額と収入済み額との比較額の、マイナス7,735万7,000円、37ページの地域活性化・公共投資臨時交付金のマイナス1,868万7,000円、38ページの史跡等保存整

備費補助のマイナス1,856万9,000円につきましては、鞠智城安全対策緊急整備事業費等の繰り越しによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。42ページでございます。

まず、文化費のうち主なものは、国・県指定文化財の保存整備に対して県補助金を交付する文化財保存整備事業、国等からの受託事業が主であります公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業、世界文化遺産登録推進事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員40人分の人件費でございます。

文化費の不用額のうち主なものは、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち主なものは、展覧会の事業費、永青文庫推進事業費並びに美術館職員15人分の人件費でございます。

美術館の不用額のうち主なものは、空調関係の修繕に係る入札に伴う執行残、並びに永青文庫に係る受託研究委託費の残などがございます。

続きまして、付属資料の3ページの繰越事業について御説明いたします。

まず、鞠智城整備事業につきましては、城内の園路整備、広場整備等において工事用の作業道路として予定していた山鹿市の市道の法肩が昨年6月の豪雨で崩落し、その復旧に不測の期間を要したため、事業費のうち3,714万円を繰り越したものでございます。

なお、工事は本年の8月末に完了いたしております。

次に、鞠智城安全対策緊急整備事業につきましては、昨年6月補正による当初の計画に加え、11月補正において工事対象エリアを拡充したことにより、法面の一体的な工事を行うため、事業費のうち8,487万5,000円を繰り越したものでございます。

なお、工事は本年の今月11月末に完了する予定でございます。

続きまして、付属資料の8ページの県有財

産処分の一覧表について御説明いたします。

熊本市渡鹿にごさいました、文化財収蔵庫跡地の売却を今回行いました。売却額は2億16万円でございませぬ。収蔵庫内にありました埋蔵文化財等につきましては、熊本市城南町にあります文化財資料室へ移動・集約をしております。

文化課については、以上でございませぬ。御審議のほどよろしく御願ひいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課長の城長でございませぬ。よろしく、御願ひいたします。座ったまま説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項はございませぬ。

説明資料の歳入につきまして、御説明いたします。43ページをお開きください。

分担金及び負担金は、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございませぬ。負担割合は、市が3分の1、県が3分の2でございませぬ。

次に、使用料及び手数料は、体育施設に係る使用料収入でございませぬ。

野球場及び総合射撃場の使用料につきましては、平成18年度から指定管理者制度導入により利用料金制となっておりますので、収入として上がっているのは行政財産の目的外使用であるためでございませぬ。

次に、44ページから45ページの国庫支出金の国庫補助金につきましては、国の経済対策に伴う県営施設整備推進に係る歳入でございませぬ。

45ページから46ページの、国庫支出金の国庫委託金につきましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございませぬ。

46ページからの諸収入でございませぬが、主なものは47ページの日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございませぬ。児童・生徒の死亡や障害の残るような重大事故の発生もなかったことから、日本ス

ポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが少なくなったため、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございませぬ。

体育保健課の歳入に關しましては、不納欠額、収入未済額はございませぬ。

次に、48ページを御願ひいたします。48ページから49ページの歳出につきまして、御説明いたします。

まず、保健体育総務費の主な事業は、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断でございませぬ。

不用額の主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございませぬ。これは、さきに述べましたとおり、災害共済給付金の支出が少なく済んだことによるものでございませぬ。

次の体育振興費の主な事業は、地域スポーツ人材の活用実践支援事業や競技スポーツ振興事業でございませぬ。

不用額で主なものは、地域スポーツ人材の活用実践支援事業において、報償費の支払いが予定よりも少なく済んだこと等によるものでございませぬ。

49ページの、体育施設費の主な事業は、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館等の管理運営費や体育施設整備事業費でございませぬ。

不用額が生じた主な理由は、本課が県営体育施設を管理するのに必要な経費の執行残であります。

附属資料の4ページをごらんください。

繰越事業につきまして、御説明いたします。

県営体育施設整備推進事業でございませぬが、これは平成21年度の国の緊急経済対策実施に伴う6月補正により新たに藤崎台県営野球場のスコアボード改修工事を行うこととなり、また県立総合体育館の県立体育施設においても、同じく緊急経済対策により、2月補

正で工事等を追加されたものでございます。

藤崎台県営野球場のスコアボードについては、既存の建物を利用した特殊な工事であることから、業者選定を含め設計委託に不測の期間を要したためでございます。また、2月補正の緊急経済対策に係る事業については、年度内の執行が困難であったため、合計で3億6,456万2,000円を繰り越したものでございます。

なお、スコアボード改修工事については、これまで藤崎台県営野球場において夏の高校野球選手権を初めとした大会等の行事のために進捗しておりませんでした。10月に開催されました第127回九州地区高等学校野球大会終了後に工事に着手し、順調に進んでおります。年度内の完成を予定しております。

体育保健課分は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課長の後藤でございます。座ったまま説明させていただきます。

まず、定期監査の結果につきましては、常時の費用に関する資金前渡の精算報告書の提出が定時に行われず、数カ月まとめて行われておりました。

また、前渡資金の管理のために必要な現金出納簿が作成してありませんでした。監査指摘以降、精算報告は定期的に所定の期日までに行うとともに、現金出納簿を作成し管理し、行うことといたしました。

では、50ページをお願いいたします。歳入について、御説明申し上げます。

使用料及び手数料は、県立学校における売店等使用料でございます。

国庫支出金でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、緊急経済対策によるもので、一部を繰り越しております。

51ページをお願いいたします。

中ほど、財産収入でございますが、財産運用収入といたしまして、校長宿舎の家屋貸付料、電柱等の設置に伴います土地貸付料でございます。

財産売払収入につきましては、学校用地等の売払収入でございます。

52ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、雇用保険料徴収金及び2月補正予算確定後の学校用地等の売払収入などでございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料で説明申し上げます。

繰越金でございますが、昨年度明許繰越分でございます。

いずれも、不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。53ページをお願いいたします。

教育費でございますが、教育総務費のうち事務局費は、市町村の施設、設備に係る市道調査に要した費用でございます。

高等学校費でございますが、全日制高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

学校建設費は、済々黉高校管理棟改築など県立高校の施設整備に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、熊本農業高校ほか60校の高等学校等施設整備事業における入札執行残及び経費節減などでございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料にて御説明申し上げます。

特別支援学校費でございますが、熊本壘学校などの特別支援学校の校舎棟改築、耐震改修事業等施設整備に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、松橋養護学校ほか15校の特別支援学校施設整備事業における入札執行残などでございます。

次に、附属資料をお願いいたします。5ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、1段目から5段目までは、高等学校施設整備でございます。済々黌高等学校ほか50校の事業につきましては、緊急経済対策等に伴うものでございまして、年度内の施工期間が不足したため、合計12億4,845万ほかを繰り越しております。

次に、6段目から8段目までは、特別支援学校整備に関するものでございまして、盲学校ほか15校の事業につきましても、緊急経済対策に伴うもので、年度内での施工期間が不足したため、合計2億8,879万ほかを繰り越しております。

最後に、9ページをお願いいたします。

財産処分でございますが、国土交通省及び山都町の道路改良工事に伴い、矢部高等学校用地等を売り払ったものでございます。契約金額すべて収入済みでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○馬場成志委員長 以上で、教育委員会の説明が終わりました。

5分間、休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時3分開議

○馬場成志委員長 それでは、これから質疑に入りたいと思います。

○中原隆博委員 いろいろと御説明いただいた中で、翌年度繰り越しの22億というのは諸般の事情でということであるのでありますけれども、学校人事課、義務教育を含むわけでございますけれども、その中で不用額が17億ですか、ちょっとこれは多過ぎるんじゃないかと思うんですよ。それは執行残として、人件費とかもろもろによって節減したという

ことはわかるんですけども、そういった教育費を17億円も余すというのはどうだろうかという気がいたします。それが第1点ですね。

それと同時に、育英資金の貸し付けの回収に、いろんな形で督促を出したり出向いたりというような形のことも、いろいろと未収を回収する方法という形でこれは書いてありますけれども、この不用額がこれだけあるということからするならば、この回収とか何とかに寄せる、そういった思いというのは単なる言葉遊びではないかというような気持ちもいたすわけでありまして、その点をどう考えておられるか。

それから、先ほど体育保健課の方から、藤崎台球場のスコアボードの改修工事のお話がありました。その中で、ここはプロ野球の公式戦にも使われるわけですね。説明の中になかったのですが、スピードガンの設置というのはどうなのか、それを確認させてください。

以上3点、それぞれからお願いいたします。

○松永教育政策課長 まず教育政策課から、第1点の不用額について御説明いたします。

確かに教育委員会全体で17億円という多額の不用額ではございますが、このうち、まず一番大きなものは、6億円というのが退職手当の分でございます。退職手当といいますが、もうぎりぎり3月末の執行ということで、通常は人件費、ほかの人件費は減額補正、2月の議会で通常減額補正ができますけれども、退職手当だけはこれは減額補正とかはございませんし、また希望退職、自己都合等、非常に不確定な要素もございまして、今回、事務局分及び教育職員分合計で約6億7,000万円余の不用額が出ておまして、17億円の中の6億円はこの退職手当の分でございます。

また人件費につきましても、これが小学校、高校、中学校、特別支援学校のそれぞれの人件費分が、全体で約5億、例えば小学校で1億6,000万円余、高校で1億2,000万円余、中学校で1億円余、特別支援学校も約1億円ということで、全体で5億円少々ございますが、これも2月補正でできるだけ人件費の分については減額補正等できちんと合わせたいと考えておりますが、どうしても2月議会のデータというのが大体1月1日現在ぐらいのデータでございまして、それから3カ月間というものの中でも、いろいろなことがございまして、どうしても全体で約5億円少々の不用額が出てまいります。ですから、17億円のうちの約11億7,000万円は、もう人件費とその退職手当でございまして、確かに残り大きいものでは、先ほどのスポーツ振興センターの分が8,000万円ほどございますし、あと非常勤職員の人件費、これは非常勤講師とかそういうものの人件費等も、やはりそれぞれで7,000万円とかございまして、今の分となるだけ誤差が少ないにはしておりますが、今回このように多額の不用額となっております。

今後とも、人件費の見込みあるいは退職手当の見込み等もできるだけ精査して、少しでも不用額が減少するように努めてまいりたいと考えております。

○中原隆博委員 そのような説明をなさらないと、ただ退職手当の執行残とか、今おっしゃったように人件費がこれだけ盛り込まれて、どうしても年度末までこういう形でしなければならぬからというような説明をやっぱり加えないと、ただ、これだけが不用額ですよみたいな形でくくりこまれるとわかりにくいので、そういう説明をしていただければ何でもないことなんですけど、どうぞこれからそういう形で、やっぱり説明をお願いしたいと思っております。

では、2点目の……。

○瀬口高校教育課長 育英資金の未収金の回収につきまして、御説明いたしたいと思っております。

未収金の額が増大しておる理由としまして、17年度から日本育英会から事業が移管されて、これまで年に大体400人の新規の貸し付け枠がございましたけれども、それが約1,500人の貸し付け枠の数になりまして、増大しました。その返還が20年度の下期から本格的に始まっているわけでございまして、その育英資金は3年間借りた後、卒業後6カ月の猶予が終わりましてから大体3倍の期間、3年ですから9年間を要して返還するようになっておりますけれども、この平成20年の下期から始まりまして、大体これから9年間はこの返還すべき人数の数が1,500人単位で増大してまいります。その中で滞納している数もあわせて比例して増大していくことになりまして、現在、8,900万程度の滞納額の増大というふうにつながっております。それを、これまでどおりの回収業務ではなかなか回収率が増大しませんものですから、法的措置という最終手段を用いまして、皆さんに公平性をお知らせするという意味も含めてやっているところでございます。

○中原隆博委員 育英資金をもらって勉学に励むという人は、非常に向学心の高い方だと思うんですね。そこに持ってきて、新政権によって高校無償化みたいなお話も出てきておるものですから、では自分たちもこれはそのままにしておけというような気持ちに心変わりなさる方もあるんじゃないかと思うんですよ。だから、そういうところをどのように説明して未収を回収するか、払っていただけないのを払っていただくようにするかという知恵もやっぱり凝らしていかないと、これはなかなか、単なる返してくださいよというよ

うな文言だけでは難しいという思いがありますので、それはそれで検討していただきたいと思えます。

もう1点、スピードガンの件はいかがでしょうか。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

スピードガンにつきましては、今度の改修で設置いたしまして、スコアボードの方に速度が表示できる設計になっております。

○中原隆博委員 それも言っていただくとわかりやすいんですけども、おっしゃらなかったものですから、確認させていただいたということです。はい、ありがとうございます。

○内野幸喜委員 先ほどの育英資金それから地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金未収金ですね、その未収になっている理由。今ちょっと中原委員から話があったんですけども、その理由については人数がふえたとかというのがありましたけれども、人数がふえただけではなくて、どういう理由があって収入未済になっているのかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○瀬口高校教育課長 滞納の理由につきましては、個別それぞれだと思いますけれども、まず経済状況の厳しさ等による収入が非常に少なくなった方々もおられます。それから、借りたものを返すという行為自体を重くとらえてない方々もおられます。

そういういろいろな理由がございますけれども、一概にこういう理由とはっきりした理由として何割程度というところまでは数字的には掌握しておりませんが、そういう状況でございます。

○川上人権同和教育課長 未収金の発生状況ですけれども、収入未済額のところに計上しておりますが、平成21年度に現年度返還調定いたしました2,100万円に対して、約1,600万円を回収し、500万円が未収金になっております。

平成20年度から繰り越しました過年度未収金、これが8,400万円のうち過年度分として昨年度実績を上回る約400万円を回収いたしました。残り8,000万円と合わせまして、そこに計上してあります8,500万円ということになっております。

それから、未収金が毎年増加している理由ですが、返還対象者の所得増や、あるいは生活保護基準の見直し等に伴いまして、免除対象とならない事例が増加しております。したがって、返還調定額は増加傾向にありまして、このうちおよそ7割が返還されておりますが、残り3割が新たな未収金として毎年累積しております。

それから過年度分の未収金につきましても、回収に努力しておりますけれども、所在不明者の増加でありますとか、あるいは転居、保護者・保証人の高齢化等に伴いまして回収が進まない状況でございます。

それから3点目としましては、最近の非常に厳しい状況に伴いまして、リストラ等に遇われていて収入が大きく減少しているという、そういったケースもございます。以上でございます。

○内野幸喜委員 今その経済状況とかそういったことがあって、支払えない家庭がふえているのだらうと思います。私は、支払い能力があっても払っていらっしやらない方もいらっしやと思います。本人の支払い意思の問題ですね。その辺はやっぱりモラルの問題であって、そういうところはちゃんと調べて、この育英資金とかを使って、社会に出てしっかりと支払って、また、そういった育英資金



というのがあるんだよということを伝えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですね。これで本当に、各界で今活躍していらっしゃる方もいらっしゃるの、そういうものなのだということも、その支払い能力のある方とかにしっかり伝えていただければと思います。

○大西一史委員 今のお話を聞いていてちょっとあれなんですけれども、滞納者は20年度は556名でしたけれども、21年度は何名なのかということですね。これは高校教育課の方ですけれども。

それと、人権同和教育課の方も、何名なのかということ、それをちょっと教えていただけませんか。

○瀬口高校教育課長 滞納者数は、平成20年度が556人でした。平成21年度は756人で、200人ほど増加しております。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課です。

滞納者ですが、平成20年度は380名、平成21年度は364名に減少しております。

○大西一史委員 それで、今のいろいろなお話の中で、高校教育課長の方からも話があって、滞納の理由というのは経済困窮であったりいろんな理由があるけれども、全体としてはきちっと把握してないということですが、例えばその756名、これはたしか去年は1人1人の家庭状況とかあるいは返済の状況とかというのを一覧表にまとめているということで、去年は森塚高校教育課長がお答えになっておるわけですよ。

そうであるならば、もう少し詳細な分析をされてないといけないのではないかなというふうに思うんですが、この辺は何で答えられないのでしょうか。

○瀬口高校教育課長 詳細な分析というか、昨年度の状況556名につきましては、それぞれ個別にどういう返還状況であるのかというようなところは、ちゃんと調べまして、その中で6カ月以上滞納が続いている方とか、また連絡するけれども連絡がとれない方とか、そういったもののリストをつくりまして、その中で何人か、数としましては昨年度は556人の滞納者のうち、6カ月以上納入がない者が170人おりまして、また本年度は756人の滞納者の中で、現在、状況を調べまして177人の者につきまして支払い督促という形で返還を要求している状況でございます。

○大西一史委員 ということは、ことしの分でいくと177名が悪質という感じで受けとめていいのか。

要は、先ほどから議論になっているのは、支払い能力がかなり厳しいという、ある程度、決算上は収入未済の状況になっているけれども、もう少し待ってあげようというレベルなのか、それとも、これは明らかにという、その明らかにという部分はきちっと、やっぱり人数も含めて明らかにしていただかないと、これは両課に言えますけれども、それを出していただきたいということなんです。だって、修学支援係を新たに設けてやったということですから、やっぱり当然その辺のランク分けといいますかね……。きのうも実は商工の高度化貸付金でその話をしたんですけども、やっぱり、そういうのをきちっとやって、その分類分けをして、取れるところからはやっぱりしっかり取っていかないと、それは公平性の観点からいかなものかと。ただ、経済的困窮と一口で言えますけれども、その差もいろいろあるし状況の変化もある。ただ、やっぱり1,000円でも2,000円でも、きのうの商工の方の高度化貸付金あたりでも、例えば年金の中から2,000円払っ

たりとかしていらっしゃる方が連帯保証人の中でいらっしゃるわけですよ。だから、もう少しそういうところの細かな情報を出していただかないと、毎年毎年これは同じことをずっと繰り返して議論して、去年の議事録もおととしの議事録も、ずうっとほぼ同じですね。人数がふえておるだけ、一角がふえておるだけで、本当に改善がされていってないというのが、これは非常に厳しい状況ではあるけれども、やはりあると思うんですよね。だから、その辺のもう少し細かい状況というのをを出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 一応、今支払いの督促の措置に入った177名につきましては、今、滞納者の中でいろいろ分析をした中で、おおむね長期にわたって滞納が続いている方、長期といいますと、おおむね6カ月以上の滞納が続いている方で、こちらから複数回、文書による催告または電話による督促等に対して何ら反応がない方とか、返還計画を立てるよう指示をしても、その年内の滞納状況を解消できるような計画を立てられないような方とか、その金額につきましては、滞納額を大体5万円という額を上限にしまして、5万円を超える滞納額のある方々につきまして、現在その177人を督促している状況でございます。

また、その中には生活保護受給者とか破産者とかいう方々につきましては、除いております。

また、こちらの体制づくりにつきましても、今、非常勤の方とかをふやしまして、電話の台数もまたふやしていただきまして、その接触する機会を何分たくさんにとって、その滞納者の方々との接触をふやしまして、そういう状況に努めているところでございます。

文書による催告も、色紙を使って目立つようにしたりとか、封筒の裏にもそういう、自

分たちの返還金が次の奨学生のために使われるんですよという表示もしたりしながら、やっているところでございます。

○大西一史委員 では、人権同和教育課長に……。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課です。

未収金の解消につきましては、返還事務の窓口として、実務を取り扱っております関係市町村教育委員会の担当者に対しまして、説明会それから市町村への訪問指導等を実施して、返還事務レベルの向上を図っております。特に4月には市町村の新任の未収金対策の関係者に研修を行いました。

それから、去年は多いところの市町村でチームを組みまして回りまして、個別訪問、本課の場合は個別訪問を主体としておりまして、特に平成21年度から未収金が多い市町村を対象に、市町村職員と共同しまして個別訪問による返還相談を始めました。

その結果、現在年度収入につきましては、2,100万円の調定に対して1,600万円の収入を受けたところでございます。

今年度は、個別訪問による返還相談の取り組みを、関係市町村のすべての見直しをやり拡大しまして実施することとしております。それから、関係市町村で19市町村ございますけれども、本課の審議員、担当主幹で回って、市町村と協力しながら努力しているところでございます。以上です。

○大西一史委員 それで、いろいろ努力はされておるんでしょうけれども、なかなか減っていかない。人権同和教育課の方は若干ふえているということですが、ただ、傾向としては余りよろしくない状況かなというふうには思っています。

今、例えば長期、6カ月以上ということ

瀬口課長の方がおっしゃいましたけれども、これは一番長いので、滞納がどのくらいのものがあるのかというのを教えていただきたい。

それとあと所在不明者ですね。所在不明者の増加とか、県外への転居とかいろいろありますが、所在がわからなくなっている人というのは、どのくらいいるのかというのを、それぞれちょっと教えてください。これは、人権同和教育課の方も同じです、ちょっと教えていただけますか。

○瀬口高校教育課長 所在不明の数というところは、数字的には現在つかっておりませんが、何人が音信不通になっているかというところまではちょっとつかっておりませんが、年数的には、長い年数は大体10年以上になるかと思えます。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課です。

所在不明者数については、現在はちょっと把握しておりません。

それから年数についても、現在、提供できる資料がございませんので、また調べて、わかりましたら御報告申し上げたいと思います。

○大西一史委員 所在不明がわからないということ自体が、私は意味がわからない。やっぱり本当にこれ徴収促進をしようということでやっておられるのであれば、先ほどから所在不明が何だと、議会で去年も言われたわけですよ。私はずっと議事録を読んでいますからあれですけども、それがわからなくて、それで——要は、本当にちゃんと取れるところと取れないところ、あるいは経済困窮がどのくらいの状況かという詳細な分析が各課で行われているのかどうかというのは、非常に今不安に感じます。これに関して——何か今ペ

ーパーが回ってきたから、わかったのかもしれませんが、これはもう少しシビアに考えていただかないと、所在不明が最低でも何名おって、それで大体所在はわかるけれども、経済的に困窮している人がどのくらい、そして今督促をしている人は177名、うち反応があるのが何名で反応がないのは何名とか、そういったところまで決算委員会である程度の数字は報告していただかないと、やっぱり私たちも審議する中で、どこまでこれは経済的に厳しいからという理由だけでいけるものなのかどうなのかというのは、判断に非常に迷うところがあるんですよ。だから、その辺はもう少し詳細に出していただきたいと思います。もし、わかれば答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 今177件の支払い督促の申し立てをしている者につきましては、返ってきて所在不明の者の数が177人のうち4名ほどおります。この者につきましては、またいろいろな措置を今考えているところでございますが、そのほかの所在不明の方々につきましては、住所の確認等も各市町村の方に依頼しまして、住所の確認は今とっている状況でございます。

○馬場成志委員長 今のような答え方だったら、どれくらいかかるかという話になってくるよ。何年かかるかという話になってくるよ。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

今、未納者が364名おりまして、現在、所在も含めて確認作業をして、わかりましたら報告を申し上げます。

○鬼海洋一委員 関連です。定時制、通信制の修学奨励金の回収について、ちょっとお尋

ねいたしたいと思います。

こういう経済状況ですから、しかも定時制、通信制というかなり厳しい方々のことなので、非常にかわいそうだなという思いもしながら、聞かせていただいたわけですが、先ほどのこの監査結果の公表、指摘事項の中を見てみますと、決してそれだけではなくて、事務処理がまずかったんだなというふうには思いました。

そこで、一部にはすでに時効期間が満了しているものもありますというような形で指摘されているわけですが、そういうものに対する今回の処理ですよね。不納欠損でも上がっていないわけですが、そういうものに対する処理がどういうふうになされたのかということについて、お尋ねしたいと思います。

それから、あわせて、かなり生活に厳しい状況のもとで、返済できない方々も、この部分ではかなりいるんじゃないかというふうに思いますが、その辺の把握についていかがかされているか、この2点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○瀬口高校教育課長 定時制、通信制の未納者への対応でございますが、現在、未納者が8名、21年度はございました。8名につきましては、それぞれ接触をとる機会を設けまして、現在、平成22年度になりましてから、わずかな金額ではございますが返納の金額が2,000円とか6,000円とかいう金額ではございますが、返納がっております。

それから8名のうちの1人につきましては、全額完納されました。

その後、時効の成立の可能性があるという方々につきましても、現在、接触をとりまして連絡をとりながら債務承認を求めるような手続をとるところでございます。それでも未納の場合につきましては、その後は法的措置の方向にきちんと進めていきたいと思ってお

ります。

○鬼海洋一委員 ここで指摘されております、時効期間が満了している者、これはもう払わぬといえれば払わぬでも法的にはいいんじゃないかという、この辺の処理ですね、どういうふうになされたかということについて。その方々は時効期間は満了しているけれども、では払いますということになったわけですかね。

○瀬口高校教育課長 こちらから、時効が成立しているということは申し上げておりませんが、まだ本人から支払う意思があるということで、こちらとしては……。

○溝口幸治副委員長 先ほどの育英資金それから地域改善対策の資金のところに戻りますが、端的に申しますけれども、育英資金の方は悪質な方については法的手段も辞さないという構えが見える。一方、地域改善対策資金については、そこまで踏み込んだ表現がないということで、同じ教育委員会の中の貸付金でも取り組みによって差がある。それぞれの担当課によって違うんでしょうけれども、私は、こういう表現をやっていると間違ったメッセージを出すんじゃないかなというふうに思います。ですから、教育委員会で対応する場合には、悪質な方にはきちっと法的手段で対応するというようなメッセージを出さないと、こっち側の育英資金は法的手段を辞さない、地域改善については何かふわっとした……、市町村と連携してと、大事なことだと思いますけれども、そういう取り組み態勢になっていますが、ここは教育長か次長か、担当の方がきちっと整理をしてお答えをいただきたいと思います。なぜ取り組み姿勢がこう違うのか。

○馬場成志委員長 この件について、まとめ

て。

○岡村教育次長 未収金につきましては、いろいろと御議論をいただいております。ちょっと資料等で至らぬ点があったかと思えます。また、しかるべき指示をまとめたと思えますが、高校の方は、ちょっとつけ加えさせていただきますと、法的措置をやったというのは非常に大きなことかなと思っております。いわゆる裁判所に対しまして支払い督促の申し立てをやったということは、法的な措置を始めたわけでございます。それが177件、これは非常に、これまでにない取り組みなのかなと思っております。過年度分につきましては4割の収入がっております。これは、その督促の中でいろんな方々との個別の対応がございます。やっと裁判所からの通知を待って、初めて私どもの方に連絡してくるというような方もいらっしゃいます。非常に効果が大きかったというふうに思っております。行方が知れなかったのに、裁判所からいったことによって、慌てて御返事をしていただくような方も出てきておりますし、これを引き続きやっていくことによって、きちっとしかるべき対応ができていくのかなというふうに思っております。そこは担当の方も一生懸命取り組んでいっておるところでございますので、御理解いただければというふうに思っております。

両方の資金に共通して申し上げられるのは、やっぱり公平性の担保だろうと思っております。貸したお金を本当に督促もなく返していただいている方もいらっしゃるし、督促にきちっと応じて分割でお支払いいただいている方もいらっしゃいます。そういったことで、その資金が次の新規の資金に回っていくというようなこともございますので、そういった公平性の担保というのが一番大きなことだろうと思っております。

人権同和の方の分につきましても、特にそ

ういう悪質などといいますか、そういったことにつきましてはしかるべき対応をきちっと我々はとるべきだというふうに思っておりますが、貸し付けをいたしました経緯、あるいは今の生活状況等を逐一まず把握をしながらやっていく必要があると思っております。いわゆる所在者の方の状況あるいは保証人でございますが、その辺の方の高齢化とかいろんな個別ケースがございますので、その辺もきちっと対応させていただく必要があるかと思っておりますが、いずれにしましても悪質などといいますか、その辺については、そういったことも念頭に置いて今後検討してまいりたいと思っております。

○溝口幸治副委員長 さっきおっしゃったように、公平性の担保でやっぱりきちっと同じように対応するべきだと思います。何もむやみやたらに法的手段を行えということではなくて、法的手段をやる覚悟があるぞと見せることが回収の向上につながるのだと思いますので、ぜひそのあたりは対応していただきたいと思います。もちろん人権同和教育課にあることですから、皆さん方も非常にナーバスになって対応されるんだと思いますが、やはり公平性の担保という点ではしっかりやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○馬場成志委員長 この件については、ようございますか。

○大西一史委員 関連して、済みません。

それで定時制、通信制のこの監査結果、公表事項の中の、かなり長期間にわたり本人と接触していないという事例というのは、どの程度接触してなかったんですかね。

○瀬口高校教育課長 最終接触の期日が、記録がございますのが平成9年ですから、13年

ぐらいです。

○大西一史委員 その13年接触してないのは何でなのかということと、その後どうなったんですかということをお教えください。

○瀬口高校教育課長 平成9年11月が最終の記録がございまして、その後、訪問するけれども不明であるとか、保証人への催告をするけれども不明である、変更の届け出がなされてないというようなこととございます。

○大西一史委員 それは1件ということですか。

○瀬口高校教育課長 現在8人のうちの1人が、そういう状況でございます。不明がもう1人ございますけれども、これは——今のところ、その1人です。

○大西一史委員 副委員長もおっしゃったけれども、やっぱり覚悟を見せるというのですか、そうやってずるずる接触をしてないとか、ああ、もう何も言うてこぬけん、よかばいというような意識にならないように、やっぱりしっかりやっていただきたいと思いますよね。要は、もう払いたくても払えない、ごめんなさいと向こうから言ってきているものに関しては、それを何か布団を引っぱがしてまで取ってこいと言っているわけではなくて、あくまでもそうやって、何というか、所在はわからぬごとなるというのに対して、そのままずっと放置されているということがどうなのか。そこは、やっぱり行政の方の怠慢というふうなことで受け取られても、これは仕方がないのだと私は思います。だから、そこの覚悟をしっかりと見せるということと、そこの整理をきちっと分けるということですよ。

岡村次長もそれから教育長もおっしゃいま

した、収納率は修学支援係を設置していろんな取り組みをしたから40%ということの上だったということですが、まだ40%しかないというような意識を持っていただきたいなというふうに思うんですね。低いところと比べても、16%、17%程度で収納率が低迷しておったということと比べると、ちょっとどうかなというふうに思います。確かに、それで改善されてきていることとか御努力に対しては評価したいと思いますけれども、しかし全体として見てみると、やっぱり何も変わっていないという状況で、ちょっと厳しく見た方がいいというふうに私は思いますので、その辺については改善をしていただきたいと思います。以上です。

○馬場成志委員長 まだ、いろいろ御意見はあると思いますけれども、この件については一区切りつけたいと思います。

ほかに何か……。

○中原隆博委員 文化課にお尋ねしたいと思うんですが、県立美術館は文化課所管ということで認識してよろしゅうございますか。はい。きょう説明はなかったんですけども、この決算特別委員会の資料の中に、美術品取得基金運用状況調書というのを、私たちはいただいているわけですね。この資料は、お持ちですかね。

○小田文化課長 はい、持っております。

○中原隆博委員 私がお尋ねしたいのは何かといいますと、平成12年から平成21年まで151点取得いただいている、それぞれの彫刻とか工芸品であったり絵画であったりペン画であったりということなのです。その中で私が思うのは、なぜこう偏っているのかなという思いがいたすわけです。浜田知明さんという

方は、これは熊本県の方だというふうに私は認識しているんですね。その中で、毎年毎年、金額的に100万以上なのが幾つも出てくるわけですよ。全部で28点、そして高いのは300万円とかそういう金額なんです、私は金額の多寡を言っているのじゃなくて、28点も買って、この浜田知明さんという、まあ特殊な彫刻家かもしれないけれども、その金額が4,515万円ということなんです。だから、例えばルノアールとかあるいはまたロダンとか、そういうのを1つ2つ買っているという形であるなら問題ないのですが、浜田知明さんの作品というのは非常にいいかもしれませんが、しかし、これは、あの人の芸術品というのはわかりにくいんですね。それを、なぜこんなに大量に毎年しているのか、わからない。だから、堅山南風であるとか、あるいは熊本で言えば坂本善三さんとか、野田健郎さんとか井手宣通さんとか、いろいろいらっしゃるわけです。そんな中で、なぜこの方だけがこれだけ集中的に買い求められているのか、僕はわからない。だから、それについてのお答えをお願いします。

○小田文化課長 県立美術館につきましては、先生も御存じのとおり年間に買う絵画や彫刻や、あるいはそういう収集方針について、収集委員会という組織がございます。この中でまずは熊本ゆかりのそういう造形家であるとか絵画師であるとか、あるいは例えば名前を申しますと藤田嗣治さんとか、あいうエコール・ド・パリですね、フランスの印象派を中心に集めるとか、幾つかの視点を持って収集に当たっております。

今、先生がおっしゃいました浜田知明さんにつきましては、熊本県出身の主に彫刻でございますけれども、私もその詳細については存じ上げませんが、お話を聞きしたことで、県立美術館が開館してから、やはりこの浜田知明さんについてはすばらしい

彫刻家であるので、熊本ゆかりの彫刻家のものとして集めていこうという思いは、どうもあるように思っております。

○中原隆博委員 私が言いたいのは、ちょっと偏り過ぎていませんかということを申し上げたいんですよ。今お話があったように、堅山南風さんとかあるいはあいつ横井小楠さんですね、高橋公園にあります石原さんなんか1点しかないじゃないですか。しかも、私はその浜田さんを攻撃しているわけではない、ほとんど100万円以上なんです。それを毎年3点も4点も、ここ平成12年から28点で5,000万円になんなんとするのを、なぜ集中的にこれだけ購入しなければならないのか。あの方の作品というのは非常に先鋭的であって、一般の人が見てもなかなかわかりにくい。それを、なぜこれだけ集めなければならないかということを、僕はお聞きしたいんですよ。これは、もう審査委員会に聞かないとわからぬとおっしゃればそれまでけれども、ちょっと偏り過ぎています。だから、野田健郎さんとか井手さんとか葉祥明さんとか、葉祥明さんは1点も入ってないじゃないですか。だから、私はその偏りを指摘したいんですよ。なぜ、こうなっているのか。

○小田文化課長 恐らく購入の方針に、やっぱり浜田知明さんの作品はできるだけ集めようというのがあるのではないかと思います。

○馬場成志委員長 それはわかるけれども、今おっしゃったことに答えられるようにしておかないかぬですよ。さっきの答えでも、答えだというふうに思っておるならば、きちっとこれから、今、中原委員がおっしゃったことを受けとめて、今後の選考にきちっと説明ができることでやっておるかどうかということをしつかり伝えて当たるということでしょう。違いますかな。

○小田文化課長 今、中原先生が指摘されましたことを美術館に伝えまして、内部で十分検討いたしまして、できるだけ公平・公正に購入できるように努めてまいりたいと思います。

○中原隆博委員 だから、浜田さんの作品をこういうことでこうしましたという、その説得材料があれば、それでいいんですよ。その説得材料があれば、それでいいんですよ。

○山本教育長 中原委員の御指摘の趣旨は、十分わかりました。

それで、今まさにおっしゃったように、作品を選考する過程で大きな方針等が多分あると思います。済みません、私もそこまでは知りませんが、そういったことできちんと、こういった方針のもとにこのようにやるんだということがきちんと説明できるように、もう1回きちんと美術館とも打ち合わせしたいと思いますし、また今の先生の御指摘も、ちゃんと美術館の方にもお話しして、その辺の説明ができるように、できるようにとか、ちゃんとした方針はあると思うんですけども、そこはもう1回確認したいと思っております。

○児玉文雄委員 5ページの、家賃貸付料——この質問ではなくて、これは大体済んでおるようですから、私がちょっと聞きたいのは県立高校、一応県立高校に絞りたいと思うけれども、宿舍はどれくらいあるのか。その宿舍をどれくらい使っておられるのか。我々が前からこの決算委員会でお尋ねし、結局はその学校の所在地には住まなくて熊本から通勤する、こういう人たちには、高等学校は僻地という指定はあるのか、それは私はちょっとわかりませんが、本来なら当然そこに住むべき方々が、私の感じではほとんどが住んでな

いと思うわけですよ。そこらあたりの説明をちょっと、お願いいたします。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

現在、県立学校の教職員住宅は、平成22年10月1日現在で723戸ございまして、これは9月1日でございますが、入居は596戸に、723分の596、82%の入居率でございます。

確かに全体の教職員は、県立学校ですので高校及び養護学校も含んで、すべての教職員を合わせますと大体4,000人、臨採まで入れますともっといますので、全体からすれば、世帯数で4,400～4,500のうちの約600が今、教職員住宅に居住しているということでございます。

ちなみに、矢部にも何校かございまして、矢部高校は全体で——結構ありますね、18戸ございまして、現在100%、18戸全部入居されています。

○児玉文雄委員 先生は、何人おるの。

○松永教育政策課長 矢部高校は、全体で約50人前後。これが本採のみならず臨採の方も……ということですね。

○児玉文雄委員 それからして、家賃は今幾らぐらいか、ちょっと参考に聞きたい。ちょっと質問がまだあるから。

○松永教育政策課長 家賃は、1番高いもので3万8,300円、1番安いところは5,000円でございます。平均が1万4,300円程度でございます。

○児玉文雄委員 国よりも、いいじゃないか。国家公務員の宿舍なんて、健軍の東町あたりはたしか2,000何百円と私は聞いたけれどもね。それよりもいいと。しかし、この宿



舎が足りないから、先生はほかのところから通勤、恐らく熊本の方からが多いんだけど、通勤しておるわけですよ。こういう先生方に対しては、通勤料は出しているのか。

○松永教育政策課長 当然、通勤に関しましては、その距離ですね、自宅から学校までの距離あるいは通勤形態、自家用車なのか公共交通機関なのか、それによりまして通勤手当は支給しております。

○児玉文雄委員 県議会の場合は、自家用車だったら37円だったか。

○松永教育政策課長 通勤手当は月額制でございます。例えば2キロから5キロまでが今2,200円で、あとは5キロから10キロ、10キロから15キロ、その距離によりまして、ほかの県職員と同じ通勤手当を自家用車の場合は支給しております。

○児玉文雄委員 それはわかったが、私の感じとしては、全体から考えたら、私の地元の方では割といい場所に宿舍もつくってある。それが高校の場合は僻地制度はあるかないか知りませんが、中学校とか小学校は僻地というのがあるんですよ。僻地には必ず行かなければならない。これは義務ではないと言えはそうかもしれないが、一応義務みたいな形になっておる。それに対して、数も多いんだけど、3分の2ぐらい通勤しているんじゃないかと私は思うんだけど。そこらあたりをどういうふうにするかという、今後の課題だろうというふうに……。例えば、阿蘇の振興局の、これは学校と違いますよ、あそこには職員住宅がかなりありました。私は監査に行ったときに、何かと。今は共同便所、風呂がない、そういう住宅は今の人はだれも住まないよと。豚でも床は暖房してある。豚の方が大分いいじゃないかと。だから、それだっ

たらば職員住宅をもう廃止するか何かして、それが改良でもして、空き家がある場合は他に転用してもいいじゃないかと言った記憶があるんだけど。矢部の場合、18棟の中で50名でしょう。矢部の場合は、職員住宅が18世帯あるわけですよ。それに対して職員は50ないし——もう少しおりはせぬかな。おるだろう。

○馬場成志委員長 まとめて答えるように。

○松永教育政策課長 矢部高校は本採だけですと42名ですので、これに臨採及びそのほかの——例えば団体とか、そういう方々でいえば、学校全体では50名前後ではないかと考えます。

○児玉文雄委員 だから、これを住宅があるのは、もう100%入っているわけですよ。そんなら、これを職員の数からしたら、これは30%ぐらいにしかならないわけですよ。それでいいのか。熊本から通勤すれば通勤手当は出ておる、そうなればもうどっちかに絞った方が、やはり費用が少ない、いろいろ厳しいでしょうから、そういうことも考えていかないと、ただ昔からののはかなり——、中学校、小学校になるとほとんど現地に住んでいる人は少ない。だから、そこらあたりは今後、教育委員会として宿舍の問題についてはもう少し考える必要がありはしないかと思えます。

○溝口幸治副委員長 関連です。先生がおっしゃっているのは、住みたい人の宿舍がないと住めないとかそういうのも含めてだと思いますが、例えば、県の振興局があるところは職員住宅がある、県警があるところは県警住宅がある、皆さん方の教職員住宅がありますけれども、こういったものの連携というか、そういったものは取り組まれているんです

か。

○松永教育政策課長 教職住宅につきましては、新規の着工はもうしておりません。現在も古くなったものを毎年着々と廃止する一方で、戸数としては減少させております。やはり方針として、新規の教職員住宅はもうつくらない。どちらかといえば、既存のものを維持・補修して使える間は使っていくということでございます。

次に、県職員あるいは県警との連携は、現在のところはございません。教職員住宅は教職員のみ、しかも市町村立学校は市町村が整備して、県立学校教職員のは県が整備するというので、例えば、同じ県であっても、県警や知事部局の職員住宅との交流というのは現在いたしておりません。

○児玉文雄委員 今答弁したことで、方針をちゃんと出せばいいんですよ。公にしないと、学校の先生方はみんな熊本から通勤しておらず。そういう印象が、田舎においては強いんですよ。特に中学校、小学校、これは宿舍もほとんどないと思うんだけどね。今は町村がそれをやっておるといっても。だから、若い先生が多いんですよ。だから地元からの苦情としては、若い先生ばかりやってくる。採用されて3年したら、全部過疎地に行くもんだから、そういう問題も出てくるんですよ。だから、もう余り利用せんとだから、もう新しくは作りません、今後は宿舍はしませんという方針を出すべきだよ。

○馬場成志委員長 方針自体は、出しておるんだな。

○松永教育政策課長 建設の最後が平成13年ですので、平成14年度以降はもう建設しておりません。

○児玉文雄委員 あなた方は知っておるけれども、我々は全然知らなかったんだよ。だから今質問しているんだから。担当あたりは知っているけれども、我々委員は知らないからね。

○松永教育政策課長 教職員住宅につきましては、新規の着工はもうしておりませんので、その旨いろいろな機会にはまた……

○児玉文雄委員 「おりません」じゃなくて、「今後しません」と言うのとよかたい。

○松永教育政策課長 今後、建設する予定はございません。

○児玉文雄委員 はい、わかった。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 昼のベルが鳴ったので余り長くは申し上げませんが、20ページ、これは去年も議論されて、ずっと議論されていますが、スクールカウンセラー報酬等の返還金ですけれども、これはさっきの話だと5,000円を3回、母親が印鑑を押したということで、この方はたしか双子の1人で資格を持たずに、ちょっと事件になったあれですけれども、そうでしょう。

○松永教育政策課長 双子の方でございました。

○大西一史委員 ただ、この方は覚醒剤違反で2年間ぐらいの刑期を終えられたということで、出所してその後遺症で去年は幻覚とかいろいろなことが出るからということで仕事ができない。こういう方がその後1年たっても恐らく仕事にはなかなかつかないだろうし

厳しいと思いますが、今どういう状況なんでしょう。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

御指摘の本人は、覚醒剤使用ということで実刑判決を受けまして、今その後遺症が出て、幻覚症状で今2週間に1回程度、病院の方に通院しております。その病院の通院の状況ということで、うちとやり取りをしながら状況を把握させていただいているんですけども、病院の先生とも接触ができて、この幻覚症状あたりが消えるのは、断言はできないんですけども3年ぐらいはかかるだろうというところで、本人もその3年後あたりに就労というところで考えている状況でございますけれども、このあたりもまだはっきりいたしませんので、本人とそれと病院側と連携しながら、状況を把握しながら回収に努めていきたいというふうに思っております。

ただ、本年度になって3回入っておりますけれども、これはお母さんの方の協力がございまして、その方の理解の方で5,000円出させていただいている部分で、しばらくはこの回収ができるという分という形で、この金額で続けていきたい、そういうふうな思いを持っております。

○大西一史委員 お母さんも、そうなると生活的にもかなり厳しい方なんじゃないんですか。どうなんですか。

○谷口義務教育課長 年金生活というところで、協力いただいているところでございます。

○大西一史委員 そういうことであって、私も実はこの覚醒剤違反で2年間ほどで刑期を終えられて、その後遺症というので、私も保護司をしているものですから、そういうケ-

スをいろいろ知っているんですけども、やっぱり就業というのは、実際にはかなり難しいですね。だから、お母さんからあれするという部分もありますけれども、これはほかに親族であったり、保証人というのはないのかもしれませんけれども、ないのであれば少しいろんな——、まあ3年待つとかということもありますが、この収入未済のままずっとやっておくのではなくて、何らかの措置をもう考えていかなければいけないケースなのかなというふうに思いましたので、その点も含めてもう少し状況を調査して、また今後の方針をよく考えていただきたいというふうに思いますので、これ以上答弁は要りませんので、お願いしておきます。

○溝口幸治副委員長 済みません、1点質問と1点要望ですけれども、体育保健課の43ページの県民総合運動公園の施設使用料、それから49ページの体育施設費の指定管理者のところ、これ関連するんですが、これは私の経験から、運動公園の野球場に行くと、グラウンド整備が非常に悪い、できてない。これは私だけの印象ではなくて、やっぱり一緒にやる方が、とても荒れているねという話をされます。ほかの方に聞いても、そういう話があるんですね。当然、使用した人が掃除をして、グラウンド整備をして帰るとというのが基本です。しかし、グラウンドですからきちっとした整備が必要なんですね。それが直接影響しているのかどうかわかりませんが、使用料は減っている。一方、施設の管理費では入札に伴う執行残ということで、多分安くして管理者にいつているんだと思いますが、そういったグラウンド整備とか基本的なものは、これは野球場に限らず、私は現場は野球場しか見ていませんので、ほかのグラウンドもひよっとしたら、野球場が氷山の一角で、ほかのところもそうなんじゃないかなというふうに、この数字を見たら思うんですが、そのあたり指定管

理者をお願いするときに、どういう基準できちっとお願いをしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

基本的には指定管理者に委託をしているものですから、管理についてはそちらの方にきちっとするように指示をしまして、一部、外部から直接、体育保健課の方にいろんな苦情がございます。そういう場合については必ず行きまして現場確認をして、適切な処理がされてない場合にはその旨を伝えて、細部にわたって一応指導はしております。

○溝口幸治副委員長 ですから、指定管理者をお願いするときに、最低のその基準というか、グラウンド整備とかこういうのをきちっとやってほしいというものを、きちっと設定しておかないと、どこも安く取って安い金で要望だけ、その後、金を委託した後は、体育保健課がやっても余り効き目はないと思うんですよね。

ですから、そこをきちっとやっていただきたいと思いますので、これちゃんと詰めて細かくやってください。

それと要望で、もし答えがあったら教育長からいただきたいんですが、もう時間がありませんので。先ほど教育情報機器整備の中で経済危機対策で発注しましたと、75%で地元で云々とありましたけれども、私は75%が高いというふうには決して感じていません。もっときめ細やかに地元が発注すべきだと思います。これ教育情報機器だけではなくて、いろいろなものが消耗品も含めて発注されると思いますし、例えば学校単位では制服の購入もありますね。こういったものも、制服はよその県の業者が落札するという事例もあります。ですから、こういったところをきちっと校長先生たちにも話を、地元の経済の活

性化、そして地元で育つ子供たちのためにも、地元が活性化するように教育委員会も心がけるべきだと思いますが、教育委員会はそういうところが感覚的に非常に薄いと私は思いますので、教育長から決意を聞いて終わりたいと思います。

○山本教育長 では、さきの経済対策では、これは今の副委員長からのお話からするならば、これまででない教育委員会のようなことで一生懸命頑張って、学校ごとに入札もさせたような状況、それはあくまでも経済対策の趣旨からいってそうだと思います。

今、ほかのこともあるだろうという話でございますので、中小企業振興基本条例もございますし、その辺はしっかりと、今までそういう意識がないとするならば、この経済対策を契機として、そういったことはしっかりと条例の趣旨等を踏まえながら申し上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○溝口幸治副委員長 さらに、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○馬場成志委員長 なければ、これで質疑を終了させていただきますして、教育委員会の審査は終了させていただきますして、午後1時に再開したいと思います。

午後0時9分休憩

午後1時2分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開します。

先に企業局の審査を行い、その後、説明員の入れかえを行って、病院局の審査を行います。

それでは、これより企業局の審査を行います。

す。

まず、企業局長から決算概要の説明をお願いします。

○川口企業局長 企業局でございます。よろしくをお願いします。

平成21年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企業局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企業局に係る個別の指摘事項でございますが、2点ございます。

まず、「阿蘇市車帰の風力発電施設については、当初計画の電力供給量の半分程度しか実績がなく、低迷している状況にある。また、平成20年度には、風車の一部において、部品の破損により長期間にわたり発電できない状況も発生している。今後、企業会計の経済性の発揮という観点から、このようなことが起きないように適切な運営に努めること。」についてでございます。

この阿蘇車帰風力発電所につきましては、平成20年度に長期停止を伴う故障が発生しました。このため、風況の乱れの影響を低減するための運転制限の強化と、点検周期の見直し等のメンテナンス強化による対策を実施いたしました。しかし、平成21年度も、風速が目標風速を下回ったことと、運転制限の強化や2号機故障の影響から、稼働率が計画の約42%と目標を大きく下回る結果となりました。このため、局内にプロジェクトチームを設置し、発電電力量を増加するための対策案を本年度中に取りまとめ、来年度には改善対策に着手し、稼働率向上に努めることといたしております。

次の指摘事項でございますが、「有明工業用水道事業については、新たな企業立地はなく、また、既存の企業の使用水量も減少するなど、厳しい経営環境が続いている。それ

に伴い、累積欠損も増加しており、未利用水対策は大きな課題である。今後、商工部門との連携を図るなど、工業用水需要等の確保に努めること。」についてでございます。

この有明工業用水道事業につきましては、関係市町の企業誘致担当部局との連携や有明工業用水の沿線企業訪問等を実施するなど、工業用水の需要の確保に努めているところでございます。また、将来の工業用水の需要動向を踏まえた経営再建計画策定の作業を現在進めているところでございます。

続きまして、平成21年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業でございますが、発電量が降雨の状況に左右される中で、当期の累計雨量が平年と比べて少なかったことに加え、荒瀬ダム泥土等の除去や発電設備の改良工事により長期の発電停止期間が生じたため発電量が伸びず、結果といたしまして、収入は20億2,200万円余と前年度を下回りました。一方、支出におきましては、荒瀬ダム関係費用の増加等により全体では21億7,100万円余と支出が収入を上回り、1億4,800万円余の純損失になりました。

次に、工業用水道事業でございますが、有明、八代、苓北の3工業用水道事業合計で、収入が7億8,000万円余、支出が9億9,800万円余で、差し引き2億1,700万円余の純損失になりました。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代と苓北は黒字でございます。八代は61万円余、苓北は2,700万円余の利益を確保しました。一方、有明につきましては、平成18年度に未利用水の上水転用を行い、経営改善を図ることができましたけれども、依然として竜門ダム関連経費等の負担が大きく、2億4,600万円余の赤字となっております。

特に有明、八代につきましては、依然として多量の未売水を抱え、厳しい経営状況とな

っており、平成21年度末累積欠損金は81億8,000万円余に上っているところがございます。

最後に、有料駐車場事業でございますが、収入1億600万円余、支出6,200万円余で、差し引き4,400万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は熊本市中心部に位置し、24時間営業の駐車場として利用者に定着しており、毎年度黒字を維持しているところですが、平成21年度は耐震補強工事を実施し、一般車両の入庫を制限したため、純利益が前年度より減少いたしました。

以上が決算の概要でございますけれども、詳細につきましては、この後、次長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○馬場成志委員長 次に、代表監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○角田代表監査委員 私の方から、平成21年度公営企業会計決算審査意見につきまして、説明させていただきたいと思っております。着座させていただいてよろしゅうございますか。

○馬場成志委員長 どうぞ。

○角田代表監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、知事から審査に付されました平成21年度熊本県公営企業会計の決算にかかわります審査意見につきまして、お手元に配付してございます決算審査意見書を要約して御説明申し上げたいと思っております。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

審査の方法でございますが、決算書類が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、事業が経済性を発揮するとともに、その本来の目的であります公共の福祉を増進する

ように運営されているのか、これらに主眼を置きまして実施いたしましたところがございます。

第2の審査の結果についてでございますが、決算書類は、計数的には正確でございますが、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認いたしております。

次に、7ページになりますが、審査を通じまして、監査委員としての所見を審査の意見としてここに申し上げております。

各事業につきましては、経営の原則にのっとり、適正運営に努められておりますが、しかしながら、工業用水道事業におきましては、新たな企業立地もなく、また、既存の企業の使用水量も減少する中で、竜門ダム関連の費用は引き続き多額であることなどから、平成21年度は2億円余りの経常損失を計上し、その結果、同年度末における累積欠損金は81億円余となっております。大変極めて厳しい経営状況が続いておるところでございます。

工業用水道事業としましては、未利用水対策が大きな課題でございます。現在、経営再建計画を策定中でございますけれども、前年度より引き続き、まだ今年度もより一層企業立地部門と連携しながら企業誘致を図るなど、工業用水需要の確保に努めるとともに、なお一層効率的な運営に努めることが必要であります。

また、電気事業につきましては、荒瀬ダム撤去に係ります費用の確保が大きな課題となっております。さらなる事業の効率化を図りますとともに、国の支援を強く求めるなどして、撤去費用の確保に努める必要がございます。

なお、風力発電につきましては、供給電力量が計画に比べまして大変大幅に目標を下回っております。この際、抜本的な方策を検討する必要があると考えております。

企業局全体としましては、現在、第3期経

営基本計画を策定中ですが、計画が具体性を持った実効性のあるものにし、有料駐車場事業を含め各事業ごとに独立採算制がとられることはもとより、経営の安定化に向け、なお一層事業の効率化に努める必要がございます。

以上が平成21年度公営企業会計決算審査意見の概要でございます。

以上です。

○馬場成志委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いします。

○黒田企業局次長 長くなりますので、座って説明させていただきます。

○馬場成志委員長 どうぞ。

○黒田企業局次長 まず、監査委員からありました決算審査意見につきまして、その取り組み状況を説明いたします。

1点目の工業用水道事業全体としては、依然として多くの未利用水を抱えており、そのため、今後も経常損失が出ることは避けられず、引き続き未利用水対策が大きな課題である。

現在、有明工業用水道事業については経営再建計画を策定中であるが、3水道すべてにおいて、今後も企業立地部門と連携して工業用水需要の確保に努めるとともに、なお一層効率的な運営に努められたいとの意見についてであります。

御指摘のとおり、工業用水道事業は厳しい経営状況が続いており、特に有明工業用水道事業におきましては、竜門ダムの建設負担金等により多額の経常損失を計上しております。また、未利用水の活用を図るため、平成18年度に、荒尾市及び大牟田市に対しましてその一部を上水道として転用を図るなど、改善を行ってきたところでありますが、依然と

して多くの未利用水を抱え、その対策が課題となっております。

昨今の景気低迷によりまして、新たな企業立地については厳しい状況が続くと思われませんが、産業の血液と言われる工業用水を活用するため、今後とも、企業立地部門と連携し、工業用水利用型の企業誘致に取り組んでまいります。

また、事業運営に当たっては、現在策定中の経営再建計画の中で、施設の効率化等による経費の削減策を定め、なお一層の効率的運営に努めてまいりたいと考えております。

さらに、他の工業用水道事業につきましても、同様に効率的な運営に努めてまいることとしております。

2点目の電気事業においては、荒瀬ダム撤去の方針が表明されたことから、撤去費用の確保が大きな課題となっている。撤去費用は膨大で、内部留保資金で手当てするには不足しており、また一般会計からの資金投入も困難であると思われることから、さらなる事業の効率化を図るとともに、国の支援を強く求めるなどにより撤去費用の確保に努められたい。

なお、風力発電の供給電力量については、計画に比べて大幅に目標を下回っているのので、日ごろから設備や機器の点検、改良を行う等、運転停止期間の縮小を図り、目標供給電力量の確保に努めるとともに、課題解決のための抜本的な方策を検討されたいとの意見についてであります。

電気事業におきましては、荒瀬ダム撤去の資金不足に対応するため、人件費や物件費の徹底的な削減に加え、引き続き人員配置の見直しを進めることとしております。

具体的には、今年度から職員を1名削減するとともに、予算の執行段階におきまして、一つ一つ精査し、一層の削減を行っているところであります。

また、既存の水力発電所につきましては、

保守整備の効率的な実施等により、発電電力量の増加を図ることとしているところでございます。

なお、荒瀬ダム撤去費用の確保に当たりましては、このような企業局の内部努力とあわせまして、国への支援要請と撤去費用の縮減に取り組んでまいります。

また、阿蘇車帰風力発電所につきましては、先ほど局長から説明がありましたとおり、発電電力量を増加するための対策案を本年度内に取りまとめ、来年度には対策に着手できるよう、現状の分析、対策案の抽出、検討を行っているところでありまして、改善対策を確実に実施しながら、稼働率向上に努めることとしております。

3点目の企業局全体としては、営業収益が低下の傾向にあり、現在、平成22年度を目途に、第3期熊本県企業局経営基本計画を策定中であるが、計画の策定に当たっては、具体性を持った実効性のある計画とし、各事業ごとに独立採算がとれることはもとより、経営の安定化に向け、なお一層事業の効率化に努められたいとの意見についてであります。

経営環境の変化に対応し、計画的、効率的な経営を行うため、今後5年間の取り組みを現在検討しているところでございます。その中で徹底したコストの縮減と収入の確保等の検討も行い、年内を目途に素案を作成する予定でございます。

次に、本年度定期監査の結果でございますが、公表事項はありません。

それでは、平成21年度公営企業3事業の決算概要につきまして、お手元の平成22年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページの電気事業会計をお願いします。

施設の概要ですが、水力発電所につきましては、昭和29年度に運転開始しました藤本発電所から平成13年度に運転開始しました緑川第三発電所までの8つの発電所を運営してま

いりました。このうち藤本発電所につきましては、本年3月31日をもって発電を停止しておりますが、平成21年度末の状況ということで、藤本発電所を含めての資料となっておりますところでございます。

水力発電の最大出力は7万2,400キロワットで、これに平成17年10月から運転開始しました阿蘇車帰の風力発電所の最大出力1,500キロワットを合わせますと、最大出力7万3,900キロワットの事業規模となっております。

水力発電の平成21年度の目標供給電力量約2億3,900万キロワットアワーに対する供給実績は1億7,800万キロワットアワーで、達成率は74.5%でございました。これは、年間の累計雨量が平年に比べまして少なく、特に、4月、5月、8月、9月期が少なかつたこと、それから、藤本発電所における荒瀬ダムの泥土等の除去工事、緑川第一発電所、市房第二発電所の改良工事などによりまして、長期の発電停止期間が生じたことによるものでございます。

また、風力発電は、発電量が伸びず、計画供給電力量270万キロワットアワーに対しまして、供給実績は113万キロワットアワーで、達成率は41.8%となっております。

次に、2の電力料金の契約の状況及び実績でございますが、九州電力との水力の電力受給契約を2年ごとに更改しております。これによります平成21年度の契約料金20億2,900万円余に対し、供給実績は19億6,700万円余で、達成率は97%となりました。なお、風力発電の供給実績は1,200万円余となっております。

2ページをお願いします。

平成21年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入が20億2,200万円余、支出が21億7,100万円余で、差し引き1億4,800万円余の損失を生じております。これを20年度と比較しますと、



2億6,300万円余の減益となっております。これは、収入において電力料が5,600万円余の減収になったこと、前年度に土地の売却によりまして3,600万円余の特別利益があったこと、一方、支出におきまして、荒瀬ダムの泥土等除去費用の増加によりまして、修繕費が2億2,900万円余増加したこと等によるものでございます。

3ページをお願いします。

(2)の欠損金処理計算書でございますが、平成21年度末の未処理欠損金1億4,824万4,000円につきまして、処理欄に示しておりますように、利益積立金を取り崩すことで処理しております。

この結果、(3)の積立金及び留保資金残高一覧に示しておりますとおりとなり、内部留保資金は60億2,500万円余になります。

次に、(4)の資本的収支でございますが、資本的支出は、緑川第一及び市房第二発電所の改良工事等の建設改良費が2億1,300万円余、企業債償還金が1億9,000万円余、工業用水道事業会計への貸付金が2億6,500万円余で、合計6億6,900万円余となっております。資本的収入は、工業用水道事業会計からの返還金で6億800万円余となっております。

不足します6,100万円余は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税資本的収支調整額で補てんしております。

次のページ、4ページをお願いします。

工業用水道事業会計でございます。

施設の概要でございますが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に営業を開始いたしました。給水能力は、3事業合わせて1日当たり6万9,660立方メートルとなっております。

次に、2の利用状況でございますが、有明工業用水道が、不二ライトメタル、ユニバーサル造船有明事業所など12社に、八代工業用

水道が、YKK・AP九州工場、ヤマハ熊本プロダクツなど24社に、苓北工業用水道が、九州電力苓北発電所など2社に給水をしております。

特に、有明工業用水道及び八代工業用水道の契約率は、それぞれ42.2%、33.7%でございますが、施設利用率では、それぞれ28.1%、24.7%と多くの未利用水を抱える経営となっております。

5ページをお願いします。

平成21年度決算状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入は7億8,000万円余、支出は9億9,800万円余で、差し引き2億1,700万円余の損失を生じております。

これは、有明工水において、依然としてダム使用権にかかわる減価償却費やダム管理費分担金等の竜門ダム関連経費の負担が大きく、損失決算となっているものでございます。

6ページをお願いします。

(2)の欠損金の状況でございますが、21年度末で、苓北工業用水は4億2,600万円余の利益の蓄積があるものの、有明工業用水、八代工業用水は、それぞれ57億8,800万円余、28億2,300万円余の累積欠損金があることから、工業用水道事業全体では、81億8,500万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

次に、(3)の資本的収支でございますが、そのうち資本的支出は、企業債償還金7億2,300万円余、電気事業会計及び一般会計への借入金償還金6億1,600万円余など、合計13億4,200万円余となっております。資本的収入は、企業債、長期借入金、一般会計補助金等で、合計10億7,000万円余となっております。

不足します2億7,100万円余は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いします

ます。

1の施設概要でございますが、有料駐車場事業は、熊本市安政町の県営有料駐車場が収容台数298台、熊本市新屋敷の月極の県営第二有料駐車場が収容台数37台、合計335台の事業規模で運営しております。

次に、2の駐車台数及び料金収入実績でございますが、普通駐車場の21年度の利用台数は8万6,000台で前年度実績を2万4,000台下回り、料金収入も1,500万円下回っております。これは、平成21年度に駐車場建物の耐震補強工事を実施し、一般車両の入庫を制限したことによるものでございます。

また、定期駐車場の利用台数は7万6,500台で前年度を4,500台下回るとともに、料金収入も400万円ほど下回ったため、料金収入の合計では、前年度より1,900万円ほど減収となっております。

8ページをお願いします。

平成21年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入が1億600万円余、支出は6,200万円余で、4,400万円余の純利益となっております。これを前年度と比較しますと、2,400万円の減益となっております。

9ページをお願いします。

(2)剰余金処分計算書案でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算認定とあわせまして、議会の議決をお願いするものでございます。

平成21年度未処分利益剰余金4,445万1,000円を、処分案に示しておりますように、利益積立金に223万円、建設改良積立金に4,223万円を積み立てることで処分したいと考えております。

この処分案を御承認いただきますと、(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなりまして、内部留保資金は6億1,100万円余となります。

次に、(4)資本的収支でございますが、資

本的支出は、耐震補強工事などの建設改良費1億1,800万円余となっております。資本的収入は、耐震補強工事にかかわる国庫補助金3,600万円余でございます。

不足する8,100万円余は、建設改良積立金、消費税収支調整額で補てんしております。

以上が平成21年度決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○馬場成志委員長 それでは、企業局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○中原隆博委員 今いろいろと御説明をいただいたわけでございますけれども、工業用水の中で、有明、八代工業用水、特に契約率が5割を下回っているわけですね。そんな中でこの累積欠損金が81億を超えているということは、おのずとこの契約率、あるいは言うならば販売努力とか、あるいは未売水をより売るための努力が足りないということにも関連していると思うんですね。その点について、そういった意味での取り組みというのはどうなんですか。

○黒田企業局次長 先生御指摘の点でございます。

一応、まだ八代の方は外港の方に9.2ヘクタールほど未販売の土地が残っております。長洲町の名石浜の工業団地に6.1ヘクタールほど残っております。私たちの方も、商工観光労働部の方と、特に企業立地課の方とタイアップをしまして、情報交換を絶えずお願いしているところでございます。

現在、景気の状態が非常に厳しいという状況でございます。特に臨海型は、従来の重厚長大型の企業がほかの土地には張りついているんですけども、そういった用水を使う企業立地が今非常に少ないという状況にございます。

そのほかに、企業局としまして、市町村の企業立地の担当課と情報交換したり、それから立地している企業を訪問しまして状況をお聞きしたり、それから工業用水を直接利用していない会社にもお伺いして、今後需要の見込みはないかというような問い合わせ等をやっておりますが、現在のところは、まだ立地する企業は依然として厳しい状況ということでございます。

○中原隆博委員 話としてはそういうことなんでしょうけれども、やっぱりこの欠損金をふやさないためには、販売努力とか、あるいはほかの部署と連携をとりながら契約率を高めていかないと、これはますます肥大化していくという状況になると思うんですね。だから、その点の努力を怠りなくやっていかなければ、これはもう大変なことになると。やっぱりそういう自覚の中でやっていただきたいと思います。要望でいいです。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 電気事業会計ですけれども、これはもう本会議あたりでも、いろいろ私も何度かその経営状況については厳しいということをお尋ね申し上げてきているわけなんです。藤本発電所が、ここ、実績比、21年度実績は書いてありますが、当然撤去ということでもう今年度は動いていませんけれども、この分の収益というのは、結局この21年度実績でいくと幾らというふうになるんですかね、藤本発電所分だけというふうに計算して。

○黒田企業局次長 発電所の分につきましては、全体でプールしてやっているものですから、個別で具体的に幾らというふうなところまでははっきり特定できませんが、一応私たちの方としましては、発電量の割合あたりで

考えているところでございます。ですから、それからいきますと、6億から7億円程度が藤本発電所の収入に当たるんじゃないかなということ考えておるところでございます。

○大西一史委員 ということは、これは19億6,000万円ですかね、一応発電の料金というんですかね。そのうちの約6億円というようなふうなことですよね。全部つながっていますから、完全に会計でこれぐらい、これが幾らというふうにはなかなか出てこないかもしれないかもしれませんけれども、当然これは、実績の供給電力量あたりもあるから、そこからはかればということでしょう。

ただ、やっぱり6億円というこの穴をこれから埋めていかなければいかぬ。これは21年度決算ですからあれなんです。ただ、やっぱりその電気事業全体を見ても相当見通しが暗いという中で、本当に経営基本計画を策定して、審査意見の中では、各事業ごとに独立採算がとれることはもとよりと書いてありますが、ほぼこれは厳しいと書いていいんでしょうかね。なかなかこれは簡単にはいかないと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒田企業局次長 先生御指摘のように、それぞれの発電所で、今後、発電機の改良工事、オーバーホールとか、そういったのをやっていかないといけないというような状況にはございます。

一応企業局としましては、内部留保資金が年度末で60億円ほどございますけれども、そのうち残りの発電所にかかわる部分は、きちっと確保して事業を維持していかんといかぬというふうに考えているところでございます。

残り、藤本発電所、荒瀬ダムの撤去部分、今から多額の経費がかかるということでございますけれども、その部分につきましては、会計上は特別損失というようなことで、

別に項目立てて、はっきりわかるような形でやっていないとかぬということですので、ところでございます。

現在、6月段階で試算をしたところでございますけれども、一応約30億円ほどまだ不足する状況ということでございます。国と、国土交通省でございますけれども、検討会議を設けておまして、そのうちの社会資本総合整備交付金につきましては、道路のかさ上げですとか、それから道路の護岸に当たるようなところについては、交付金の対象として扱っていいというような、確約というんですか、確認をしているところでございます。

ただ、今のところ社会資本総合整備交付金を他省庁またがるような交付金に一本化するとかしないとかいうような国の方での議論がなされておりますので、現在はそちらの方を見守っているところではございますけれども、一応30億円の不足分のうちの一部は社会資本総合整備交付金の対象になるんじゃないかなということ考えておりますけれども、まだそれでも足りませんので、国の方に全体の撤去のための費用の財政支援をお願いしていこうということ考えているところでございます。

○大西一史委員 実質的には、これはもうそういう決断を知事を含め県議会でもしたわけですから、何とかこれはせないかぬというところで心配をしているところです。やっぱり国の方で、社会資本総合整備交付金、協議の中である程度確約というか、道路かさ上げとか、そういったものに使っていいよということでその分は使えるにしても、これも、今の政府の状況からすると、全く私は確約が本当に当てになるのかどうかというふうに非常に心配していますし、国の方も本当にこれが財政支援を、これはもう本会議でもさんざん各会派、各議員から話がありますけれども、本当にそういうことができるのかという

のは非常に難しいと思うわけですよ。仮に来たとしても、この30億円、特別損失の穴を本当に埋めるだけのものが来るという保証はどこにもないという状況の中で、仮に国の支援がなかった場合、仮にですよ、と仮定した場合には、これはどういう処理をしなければいいということなんですかね、その損失の部分ということは。

○川口企業局長 電気事業の中で、荒瀬ダム撤去資金の資金不足をどう確保するかというのが一番大きな問題でございまして、今次長が説明しましたように、8つの発電所のうち、藤本を除いて7つの発電所は、持続的な経営安定ということで、その分の施設改良部分は一応とっておいて、残りの42億円を充てるということで、結果としては30億円不足というのが、今の6月で議会の方にも御説明した状況で、国の支援を、できるだけ資金不足を埋めるために、お願いをしていきたいと思っています。

政権交代前後のいろんな状況の中で、今の現政権の関係者の方から、撤去に対する支援のお話もあっていますし、その辺も我々としては経緯を説明しながらぜひお願いしたいということで、知事を先頭に頑張っていこうと思います。ほかの資金不足については、まず、いわゆるコスト縮減といまして、いわゆる撤去費用そのものをできるだけ縮減できないかということで、今、技術的な検討ということで、国と県の検討会議の場でも議題に出して今検討をやっているところです。

もう一つは、企業局の経営努力ということなんですけれども、もちろん収入が減りますので、その減った収入に見合う組織人員の縮減、あるいは事務的な経費の縮減、あるいは不用資産の売却とか、そういったさまざまな観点で経営努力でどこまでできるかと、そういうことも含めて検討したいと思っています。

○大西一史委員 今の話聞いとると、実質的な国の支援がなかった場合ということは、もう今考えていないという状況だろうかという感じはしますね。だから、当然できることはできる限りを尽くしてもらおうということは、今局長がおっしゃったとおりなんですけれども、それでもあいた穴をどうするのかということについて、めどが立たないままずっと私たちは動いているということなんですよ。だから、この一般会計からの繰り入れといいますか、これは貸し付けという形になるんでしょうか、そういうのは、その会計上技術的には可能だということなんですかね、どうなんですかね。

○川口企業局長 先ほど申しましたいろんな資金不足対策をやっても、なお資金不足が出てきたときにどうするかといったときに、外部資金に、いわゆる内部の資金で対応できない部分は、やっぱり外部の資金ということで対応せざるを得なくなるかもしれません。ただ、そこまで我々まだ検討はしておりません。今の一般会計の状況はもう非常に財政再建をやっている状態で、とても一般会計からの応援は難しいということで財政課からも伺っていますので、今のところ、先ほど申しました資金手当ての面で一生懸命我々は最大限努力して、できるだけ外部資金に頼らなくてもいいように精いっぱい努力するというのが今の考え方です。

○大西一史委員 当然、それ以上の答弁というのはできないということは私もわかった上である程度聞いています。正直言って、それは一般会計からもなかなか、技術的にはできるというふうに思いますけれども、現実的にはなかなか難しいという状況がある中で、私はやっぱり国の方の支援ということに対して過剰な期待をしてはならないと、今の政権の運

営状況を見ていると非常に怪しいですよ。やっぱり信用ならぬところが私たち見ていて非常にありますので、今のところ一般会計からのことは考えていないとおっしゃるけれども、そういう最悪の事態も想定しながら私は動くというぐらいのことを考えていただかなきゃいけない。そのときには、私が代表質問あたりでも申し上げたような、企業局自体の全体のあり方の見直しと、こういったものも私は検討すべきだというふうに思います。

ですから、これは、経営基本計画というのがどういう形で策定されて、どういう形で出てくるのか、まだ今詰めている最中でしょうから、それはわかりませんが、出てきた段階では、そういったこともある程度その中に織り込みながら——今すぐ私は企業局つぶせと言って言っているわけじゃないですよ。やっぱり将来にわたって県全体を——工業用水の事業も、これだけの赤字というか、累積の赤字を抱えていても、やはりそこに企業がある以上はしっかりニーズがあるわけですよ。それは単に企業会計といえども、ただ単に何かペイすればいいというだけじゃなくて、やっぱりそこに公益性があるから公営企業というものが存在するわけですから、その意義について否定するわけじゃないんですけれども、やはりその全体的なあり方の見直しということも、他県でやられているように、秋田県だったですかね、ああいう形も含めて大胆なことをやっていかないと、もう本当に立ち行かなくなってしまう。だから、早目にそういったリスクを考えて、そういった経営再建計画というものを見通していただきたいということを、もうこれはお願いをしておきます。

それで、もう一つ、この電気事業会計について続けて聞かせていただきますが、この風力発電事業について、これが非常に実績が悪いということは、これは去年の委員会でも相当議論になっていますけれども、これ自体の

ちょっと基本的なことをお尋ねしたいんですが、大体建設費が4億ぐらいというふうなことで出ていますが、実際に何年で大体ペイするというのでこれは計画をされていたんでしょうか。

○福原工務課長 20年運転することによって、20年後には約6,600万円の黒字を確保できるだろうという予想のもとに計画を立てておりました。

○大西一史委員 で、20年ですよ。ところが、故障したり、いろいろ想定——去年は高さの問題だの何だのいろいろ風力の話だと随分出ていますけれども、この20年であるけれども、この設備といいますか、この風力発電機ですね、発電施設自体の耐用年数というのは大体どのぐらいなんですか。

○福原工務課長 法定耐用年数は17年ということになっておりますけれども、メーカー、それから一般的には20年程度ということ言われております。

○大西一史委員 結局20年の耐用年数、法定は17年でしょう。ペイするのが20年ということでは、これはもうそもそもが余りペイしない事業なんじゃないかなというふうに私は当初から実は言ったことがあります。これは実はこの視察に行っているんですね、10年ぐらい前かな、経済委員会で私視察に行っただけですよ。そのとき、能登だったかどこだったか、どっかの風力発電の施設の状況を聞いたときに、ペイラインとそれから施設の耐用年数というのがほぼ変わらないということ、もともとこれはなかなか事業としてはどうなのかなと、そんなに効果があるものじゃないんじゃないかなというふうに思っていたんですが、その辺の見通しが甘かったということはないですか、この故障の状況も含めて

ですけれども。

○福原工務課長 風力発電を運営するということによって大幅な黒字をということではなくて、風力発電というのは、再生可能エネルギーということで、これを発電することによって二酸化炭素の排出量を抑えたりだとか、石油代替になるとか、そういうほかのメリットが大きい。それから、地元等の期待にこたえていく、地域振興だとか、そういう面についても効果があるということで計画を立ててやったところでございます。

○大西一史委員 見通しは甘くはなかったということではないんですかね。

○福原工務課長 当時つくるときには、十分いろんなできる限りの検討をした上で、20年後に黒字という形で運営できるだろうということで計画は立てたところでございます。

○大西一史委員 現実的には、実質的にはこの程度、供給電力量すら40%ぐらいの達成率ということであれば、しかも今後この設備自体も故障も含めてどういうふうになるかわからぬというふうな状況の中で、改善対策ということをおっしゃいましたけれども、非常にそれがどうなるのかということは、やっぱり不透明だなというふうに思うんですよ。

実際にこのプロジェクトチームを設置して発電電力量の増加のための対策案を今年度中にまとめるということですが、具体的に改善対策はどういうことが考えられるんでしょうか。それがお尋ねの1点目と。それからもう一点は、その稼働率向上ということですが、来年度の目標稼働率というのは何%で考えておられるのか、その2つを教えてください。

○福原工務課長 プロジェクトチームの方で検討している内容としましては、まず現状をきちんと把握するという意味から、風況と発電の関係、それからメンテナンスの故障との関係、それからハード的な改良をどの程度やればどうなるんだろうかと、実際に費用対効果はどうかとか、そういうことをひっくめて今検討を進めているところでございます。特にハード面からいきますと、高さを高くすればというのが、本来ならば、この場所にとっては可能であれば一番いいんですけども、ここは、航空法上の制限がかかっている地域ということで、60メートル以上にはできないという制限の中で、じゃあどういう可能性があるのか。例えば羽根を小さくすることによって地上から高くする、もしくは地形を若干いじるとか、そのようないろんなハード面の検討も踏まえてやっていきたいと。

それからまた、現在の平成20年度に故障で長期停止したんですけども、その反省ということで、とめるよりは運転を続けるということから、運転の制限をかなりかけているんですけども、この制限がちょっとかけ過ぎの部分があるということが非常にわかってきていますので、その緩和の仕方、もったときめ細かな制限のかけ方といいますか、大ざっぱなかけ方じゃなくて、そういう検討も今現在進めているところでございます。

来年度の目標につきましては、現在のところ、まだ今の目標が平成19年度に設定したということで、もう少し様子を見たいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 今いろいろお話ししましたが、ちょっとやっぱり具体性に欠けるかなという感じがします。正直言って、これが本当に今の、まだ今検討中だからこれ以上いろいろ言っても仕方がないのかもしれないけれども、それで果たしてそういう改善がドラチックに改善されるということにはなか

なかならないだろうなというふうに思います。

稼働率向上といいますけれども、そもそものやっぱり見通しが私は甘かったんだろうというふうに思わざるを得ないですし、また、去年ももうずっと、これは高さの問題も、100メートルにすればとか、60メートルだ、30メートルだ、いろいろ議論があつていましてけれども、もうそういうこともいろいろ言ってももうしようがないので、現実として少しでもこの稼働率が上がるということをもっと具体的に示していただきたいんですよ。

目標稼働率をお尋ねしても答えられないというのでは、まだ対策は具体的ではないというふうに私は言わざるを得ないと思うんですよ。そういう目標値をきちっと設定して、それに対してこれだけの対策ができると、これだけの対策が必要なんだということでやっていくという、もう少し具体性や掘り下げたものがないと、本当にそういう採算が合うというような、採算はもう合わないんでしょうけれども、なかなかそういう状況にはならないというふうに思いますので、状況を好転させるためには、そういった努力をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○福原工務課長 今委員の言われたとおりでと思います。それで、私どもも今プロジェクトチームの中で、先ほど申し上げましたように、ハード面、それからソフト面、両面からできるだけ発電電力量を伸ばせるように、メーカー等の意見も聞きながら、それから大学の先生の意見も伺いながら、可能な限り発電電力量をふやしていきたいというふうに考えております。まだ具体性はございませんけれども、今年度をめどにまとめていきたいというふうに思っております。

○馬場委員長 関連ですか。じゃ鬼海委員。

○鬼海洋一委員 今回いろんな部署の決算を見させていただきまして、どの部署でも共通することですが、私たちが思う認識と執行部の認識のずれがかなりあるなというふうに思います。

といいますのが、今のこの風車の問題、風力発電の問題については、当初から我々問題だというふうに、そういう指摘をしながら結果としてつくられた経緯もあるわけで、それはそれとして申し上げますが、この風車の異常については随分以前から、我々あそこを通るたびに1つが停止したりということもあって——いつごろ異常が発見されたんでしょうかね。

○福原工務課長 一番最初に判明したのは、平成17年の建設のもう本当にでき上がった直前でございます。そのときの風の吹き方がちょっとおかしいぞと、風車に考えていなかったような振動があるということから対応を考えてきたところでございます。

○鬼海洋一委員 そこは認識の違いというふうに思うんですが、やっぱり民間の場合に、そこで異常が発見されて、今、大西委員の質問にお答えになったように今検討中だと、その状況についてはいつ正常な運転ができるかわからないと、今検討中だとお話がありました。ここまで通常放置されるということはまずないと思うんですね。もうきょうぐらい、もっと前だって、この異常をこういうぐあいになっていると、この異常については、こういうぐあいにやって運転の稼働率をこれぐらい上げたいと思うということは、もうきょうはその具体的な数字を発表してこなければおかしいんじゃないかというふうに思いますね。ずっとこれは毎回毎回指摘をされながら、委員会の中でも常に問題点として指摘をされてきた課題だと思っんですよ。

だから、そういう意味で、先ほど問題点の認識の違いを言いましたけれども、民間なら放置される話じゃないですよ。ですから、問題点、少しでも改善しようというふうに思われるとすれば、いち早くこの検討結果、集めればできる話ですから、内部でできなければ、どっかに聞いてでもやるというような姿勢がまず必要じゃないかということを申し上げたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○福原工務課長 17年当時からそういう問題が発生したということで、メーカーと協議をしながら、その対応を検討し、19年までやってきて、その19年のときに目標電力を見直したんですけども、その時点では、19年度までに整理した内容で対応していけば、現在の目標電力量に近い発電を得られるだろうということで目標を見直したところでした。

しかしながら、平成20年に長期停止するような大きな故障が発生したということで、今まで検討してきた内容が不十分だったということで、またメーカー等を入れて検討している、途中といえは途中なんですけれども、そういう中で、また大学の先生等とも話をする機会ができたりして新しい考え方等も入れて、今年度中に取りまとめをして、来年度からきちんとした対策によって発電電力を伸ばしていきたいというのが現状でございます。

○鬼海洋一委員 現状認識の問題とそのスピード感の問題については、強く求めておきたいというふうに思います。

○馬場委員長 関連ですか。中原委員どうぞ。

○中原隆博委員 いろいろと議論がなされておりますけれども、この失敗を二度と繰り返



さないようにこれからやっていただきたいということと同時に、阿蘇を世界文化遺産にと片方では言っているわけでしょう。この辺からでも風力発電は見えるわけですね。そんな中に世界遺産にと言ったってそれは矛盾するお話で、何をか言わんやという部分があるわけですね。

それと同時に、同じ関連で、荒瀬ダムのことなんですが、先ほどお話がありましたけれども、30億円不足するというようなことでありますから、その部分について、幾つのコンサル会社をお願いして見積もりを出されたのか、指名競争入札だったのか、一般競争入札だったのか、あるいはどっか1社に頼んでそれを出されたのか、それによってもう少しこの金額あたり抑えられるんじゃないかと、そういう部分が見えないので、あわせて2点ほどお尋ねいたします、それぞれに。

○川口企業局長 まず、風力発電の立地に際して、世界遺産の登録の動きとの連携なり整合をどうとってきたかというのは、申しわけありません。確認しておりません。ただ、風力発電を立地する際には、やっぱり地域の地域振興という面から、やはり地元とよく話をした上で立地がかなったという状況がございます。ちょっとお答えにならなかったのも、申しわけありませんけれども。

もう一点、荒瀬ダムの撤去費について、コンサル任せにしないで、いろいろ自己努力の中でコスト縮減等やるべきだという御意見については、もつともだと思っております。今撤去計画を年内に向けて策定という作業を進めていますので、御意見も踏まえて、しっかりコスト縮減という面での取り組みを進めていきたいと思っております。

○馬場成志委員長 今の撤去費用の概算は、コンサル任せということじゃないでしょう。

○中原隆博委員 積算根拠を。

○黒田企業局次長 30億円の試算につきましては、コンサルに依頼したのではなくて、企業局の内部で試算をした結果でございます。

○馬場成志委員長 これからもっと経済的に安くできる方法があるかないかを今後検討するという説明だったですな。

○黒田企業局次長 はい。

○馬場成志委員長 その上でどうぞ。

○中原隆博委員 そうすると、私たちは素人でございますけれども、物事をつくるというときには、基礎とかいろんな方法があるわけでございますけれども、例えば、ダイナマイトとか、あるいはもちろん環境に配慮しなければなりませんけれども、いろんな方策があると思うんですね。だから、そういう部分を織り込みながら、これが少しでも少なくなるようにしていただくなればと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○黒田企業局次長 具体的に撤去の方法につきましては、うちの方でも検討しております。国との検討会議の中でも具体的な方法を、こういった形でやりたいんだということを見ていただいて、経費の縮小につながるような部分があれば一緒に検討していただくということで、そちらの方も国の方といろいろ御相談させてもらっている状況でございます。

○中原隆博委員 私としては、この不足分が本当ゼロに近いようになるように、やっぱり企業局は企業局なりに最大限の努力を払っていただきたいというふうに思います。

○溝口幸治副委員長 関連でいいですか。この撤去費用については、もう皆さん方、執行部もよく御存じのとおり、やはり無責任な発言が積み重なってその責任をとってもらおうということで、国に対して意見書を提出した経緯もありますよね。もちろん撤去費用については縮減をしていくんですが、やっぱり国にきちっとここは、荒瀬ダムの撤去費用については、総理大臣まで来られて、今の現総理が来られておっしゃった言葉も非常に重い言葉だったと思いますし、県選出の国会議員の方々も、その都度その都度無責任な発言をされてきたその責任をとってもらうために、国にしっかり求めていかなければならないと思います。

そういった意味では、企業局というよりも県庁全体で、知事を筆頭に、もっと働きかけをする必要があるだろうし、場合によっては、これは議会でも全会一致で修正までしてやったことですから、我々にもそういう情報を適宜適切に流していただいて、そして一緒に行動していかないと、なかなか解決に行き着かないと思いますので、もうちょっとその辺の動きも含めて、きちっと議会側にも、今後情報提供をいただくようお願いをしたいと思います。要望で結構です。

○馬場成志委員長 菅さんに、熊本に来られたとき、のみとハンマーば送ってやんなっせ。

○鬼海洋一委員 一番問題なのは、確かに電力もそうですけれども、工業用水、これはもう随分同じことを毎年毎年お互いに認識の点については一致している課題に向けて努力してきたと思うんですね。例えば、荒尾地域での上水道用水の要請とか、さまざまの手だてをしながらも今日の状況だと思います。

先ほど黒田次長の方からは、水関係の企業誘致を努力したいというお話もありました

が、現実問題として、それは期待としては、希望としてはわかるけれども、これまでやった結果、できていないんですよ。それはもちろん掲げておかないかぬことだけれども、そう簡単にできる話じゃないというふうに思っています。

そこで、やっぱり先ほどお話あっておりますように、経営基本計画、企業局そのもののトータルとしての経営をどうするかというこの問題を、これは企業局だけの話じゃないというふうに思うんですが、県政のこれからの非常に抜本的な方針、対策として真剣に考えるべき時期に来たのかなというふうに思っているんですが、そこで、先ほど基本計画を今素案の状況ということのお話がありました。これはどういうところで、企業局内部だけですかね、この検討しているのは、どういう人たちが入ってこの基本計画検討に入っているんでしょうか。

○川口企業局長 企業局の経営基本計画は、今度第3期でございまして、5年間ということで、現在の厳しい状況を踏まえて、経営を見通して、しっかりやっていくということで今やっていますけれども、体制としては、基本的に企業局内部で今やっています。

ただ、工業用水に関しては関係部局がございます。商工観光労働部も含めて関係部局ございますので、そこを協議をしながら、場合によっては、有明工水については、福岡県とか大牟田市、あるいは荒尾市、それから八代工水については、宇城・上天草の水道企業団も関係しますので、そういう関係先と協議しながらやっていこうというふうに今取り組みをやっているところです。

○鬼海洋一委員 非常にありがたいのは、八代工業用水が単年度黒字ですね、21年度で。苓北工水は当初から黒字経営で来ている。有明工水については、これはもう赤字の額が全

然違うわけで、毎年毎年ぬかるみに入っていくというような状況に今日なっているわけ。ですから、もうこれも含めて、それはもう企業局の範囲で解決できるという状況ではないんじゃないかというふうに判断せざるを得ない状況だというふうに思いますね。

ですから、今局長お話しのとおり、例えば上水道用水ですから、これは環境生活部でしょうか。あるいは、あそこ、菊池台地の農業用水もありますよね。あるいは工業用水もあるという多面的な活用をそれぞれやっているわけですから、そういう意味では、知事部局とも十分連携をとりながらの将来的な計画でなければ意味がないというふうに思います。ですから、もう一回申し上げますが、この基本計画策定の過程の中で、知事部局のどの部分と、あるいは知事公室になるのか企画振興部になるのかわかりませんが、そういうところも含めてもうやっぱり経営計画については出すべき時期に来ているのではないかなというふうに思っているわけですが、その点いかがでしょうか。

○川口企業局長 企業局の素案を年内に策定するという目標のもとで作業を進めています。今委員おっしゃる企業局だけでできない部分も多いということでの関係部局との連携は、より一層やっていきたいと思えます。特に関係あるのが総務部、財政関係と、それからこの工水に関しては商工観光労働部でございますので、そことの連携は特にやっていきたいと思っています。

○鬼海洋一委員 要望として申し上げておきたいと思えます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 今年が水利権な2億4,000万円ぐらい払うとらるるですね。今まで私が

聞いた記憶によると、竜門ダムの水利権、菊池川の水利権、あれは240億円ぐらいトータルであると。でも、これは年に2億4,000万円ぐらい払うてあるんですが、あとどれだけぐらい何年払わなきゃならぬのか。この2億4,000万円が、仮に240億円のトータルの水代ということになれば、100年ぐらいかかるわけですよ。これ、ずっと未来永劫にそれは払わなきゃいけないんですか。

○馬場成志委員長 誰も把握していないの。

○川口企業局長 後でまた詳細は説明があると思えますけれども、今委員御質問の部分で、まず竜門ダムの建設負担金は246億円でございまして、当初計画よりも4倍ぐらいふえたということで、それが非常に経営の重荷になっているという実情が一つございます。

もう一つ、それに関して毎年減価償却費で2億1,000万円落としていっています。それと、その2億1,000万円と、もう一つ起債を起こしたその元利償還金が1億5,000万円でございますので、合わせて3億6,000万円、これが非常に毎年の経営的な収支に大きく影響しているという状況でございます。

○馬場成志委員長 どれぐらいの期間かというのはまだわからん。

○児玉文雄委員 だれが考えてもわかるでしょう。今80何億円の赤字があって、まだ水利権代というか、これを払うていかな。もう私も、さっきから風力とかいろいろの質問したり何か聞いて、きょうはもう嫌気が差してしまいかと思うとったんですよ。もう全く見直しをすとかいろいろ言いながら、スピード感がないこと、これはもう民間企業なら早くつぶれとるわけですよ。もう少しそういう損益見直しとか何とかについては、せめて半年ぐらいでやらないと、企業は生きとるわけ

ですから、これを何年も放置して、今19年度の基本方針をやっているというようなことで、もう風力なんか、我々も阿蘇には年間4～5回行きますわ。どぎゃんしととつかいて、私はあの風車が回っているのを見たことはありません。うそでも何でもなし。ほとんどとまっているんですよ。熊本県でいえば、俵山が11基か10基風車がありますね。あっちの方の経営はどういう状況か調べられたことがありますか。

○馬場成志委員長 どちらが答える。

○福原工務課長 あそこは電源開発系ですけども。

○児玉文雄委員 だけん、それはわかっています。だから、あっちの稼働率はどれぐらいなっとんのか。

○福原工務課長 お尋ねしたんですけれども、経営上のことということで答えはいただいております。向こうの答えとしては、一応計画どおり回っていますという答えしかいただいております。

○児玉文雄委員 私は、ただ、目で見た感じとしては、向こうはいつも風車のプロペラ回ったりします。俵山ですね。こっちはもう回っているところを見ることがないんですよ。年に5～6回しか通つとらんけど、たまたまだったのか知らぬけど、恐らく回ってないと思うんですよ。

それと、事業を設置するときに20年ではペイすると。ペイしたときはもう3年は法定の償却期限も過ぎると。そういうので事業を起こすこと自体が私は間違いと思うんです。今ソーラーでも大体9年ぐらいでは償却しよるんですよ。現に配当も来よります。もともと20年で事業を設置、そういう事業を設置す

るときには、そういう計画が根本から間違っている。

だから、やっぱりこれは企業局も途中ではもう解散するというような話もちらっと我々は聞いたことがあるんですが、また、今局長の話では継続を試算しよるといような話ですが、どっちかにこれは決めてもらわないと、これだけ垂れ流したら元は絶対取れせんよ、これは。これは大変な県財政の赤字負担になる。246億円の水利権、これは何年で払うつもりですか。

○黒田企業局次長 21年度末の竜門ダム関係の企業債の残高は44億7,000万円でございます。

○児玉文雄委員 それはもうそれだけ払ったんですか。企業債、ちょっと我々はもう企業債と言われてもらおうと——我々には一番わかりやすいのは、払わなきゃいかぬお金の残高はどしこあるかと聞いているんだ。

○黒田企業局次長 44億7,100万円でございます。あと、そちらの借金の方は、平成40年ころまで返していくという状況でございます。

○児玉文雄委員 今局長が言うた3億6,000万円ぐらいですか、毎年3億6,000万円ぐらい。それにプラス1億5,000万円があるというから3億どしこって今局長は言われたんですが……。

○川口企業局長 私が御説明したのは、減価償却費2億1,000万円と、いわゆる償還支払い利息1億5,000万円が非常に毎年経費の重荷になっていると。

○児玉文雄委員 だから、減価償却というのは、借金返済の原資にもなってくるわけで

す、逆に言えば。利益が出てないんだから、利益から償還するのならいいんだけども、利益から出てない。これは異常な企業状態ですよ。だからもう償却だけしか財源はないんですよ。

○黒田企業局次長 21年度の元金の償還額が4億6,200万円、21年度の利息の償還額が1億4,300万円ですので、約6億円ぐらい昨年度返しております。

○児玉文雄委員 それが平成40年ぐらいまで続くわけですね。

○黒田企業局次長 少しずつは減ってくると思いますけれども、トータルで44億7,100万円返していくということでございます。

○児玉文雄委員 これはもう夢物語みたいな数字ですが、これは決算特別委員会としても、ある程度話をこうこうと聞くだけじゃなくて、やっぱりどうするかということのある程度の期限的な制約あたりも一応今後協議していただきたいと思っております。

○馬場成志委員長 わかりました。その辺につきましても、また取りまとめ等で議論したいと思っております。

ほかにありませんか。

なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明員入れかえのために、10分間の休憩をします。

午後2時21分休憩

午後2時31分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

まず、病院事業管理者から決算概要の説明

をお願いします。

○横田病院事業管理者 病院局の運営につきましては、かねてから御指導いただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成21年度決算の説明に入らせていただく前に、前年度の決算特別委員会における施策推進上改善または検討を要する事項等について御報告をいたします。

共通に御指摘がございました収入未済の解消に関しまして、当局においては該当はございませんが、今後も引き続き滞納による未収金の発生しない取り組みに努めてまいります。

なお、病院局に対する個別の御指摘はございませんでした。

次に、こころの医療センターの状況について御説明いたします。

こころの医療センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき設置されました精神科病院として、県民の皆様からのさまざまな要望にこたえるべく、県内精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院として、先導的な医療活動に取り組んでいるところであります。

しかし、国の医療費抑制や全国的な医師の偏在等、病院を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。

平成20年4月から経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行、病院局を設置し、県立病院としての使命、役割を果たしながら、さらなる経営改善に取り組むこととしたところであります。

しかし一方で、平成19年度末に7名の常勤医のうち4名が退職し、大幅な医師不足となったことから、一時期新規外来患者を抑制するとともに、4病棟のうち、民間の受け皿が充実してきている老人治療病棟1病棟を休止し対応しております。

医師確保問題につきましては、熊本大学や

県精神科病院協会の協力により、現在、常勤医師5人及び非常勤医師7人の体制を確保したところですが、経験豊富な中堅医師はいまだ不足の状態にあり、引き続き、熊本大学等関係機関との連携を図り、常勤医師の確保に努めております。

当病院の運営につきましては、これまで、適切な入退院の実施や早期社会復帰に向けた支援活動の一環であるデイケアや訪問看護、あるいは外来診療の充実並びに正規職員の削減等による費用抑制など、収支両面から経営改善に取り組んでまいりました。その結果、経営収支は、平成15年度以降、毎年度純利益を確保しております。

それでは、平成21年度決算の概要について説明いたします。

新規外来患者の受け入れを一部抑制したこと等により、前年度に比べまして、わずかに外来患者と入院患者が減少し、医業収益も減少しましたが、職員給与の抑制や人員配置の見直し及び経営経費の節減等により総費用も減となり、前年度に引き続き黒字決算となりました。

決算額といたしましては、総収益15億800万円余、総費用14億7,000万円余で、差し引き3,800万円余の純利益を計上いたしました。

今後の病院運営につきましては、平成20年3月に21年度から24年度の4年間を計画期間とする中期経営計画を策定し、その実施計画でありますアクションプランに沿って、計画の実現に当たっております。

また、外部委員による運営評価委員会をことし8月に立ち上げ、経営や医療のあり方についても専門家等から意見をいただくこととしており、引き続き、県立病院としての使命及び役割を果たすとともに、効率的な経営基盤の強化に努めていくこととしております。

なお、決算の詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしく御

審議のほどをお願いいたします。

○馬場成志委員長 次に、代表監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○角田代表監査委員 平成21年度の病院事業会計決算審査意見につきまして説明をさせていただきます。座ってよろしゅうございますか。

○馬場成志委員長 どうぞ。

○角田代表監査委員 平成21年度病院事業会計決算審査意見の1ページをごらんいただきたいと思います。

病院事業会計につきましても、先ほどの公営企業会計と同様に審査を行ったところでございます。

審査の結果、決算書類は計数的に正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認しております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思

います。ここでは、審査を通じまして、監査委員としての所見を審査の意見として申し上げております。

このころの医療センターでは、平成21年度におきましても、引き続き医師不足の問題から新規外来患者を抑制するとともに、4病棟のうちの1病棟、これは50床でございますけれども、それを休止した状況となっております。新規外来患者の受け入れにつきましては再開をしておられますが、医業収益の増収と安定した経営に努めていただくことはもとより、県立病院としての役割を一層果たしていくためには、さらなる常勤の医師の確保と中堅医師の養成をしていただきたいというふうに思っております。

また、病院局では、平成21年7月に熊本県立ころの医療センター中期経営計画のアク

シヨンプランを策定し、人件費等の経費の削減、それから医療サービスの質の向上、それと経営基盤の強化等に取り組みられておられまして、前年度同様、黒字決算の確保に努めておられるところでございます。

しかし、平成20年度からの1病棟の休止及び新規外来患者の抑制の影響は大きく、依然として1日平均入院患者数は計画目標値を下回っているような状況でございます。したがって、より一層の医療収入の確保に向け、平成22年から24年度にかけて、より実効性のある詳細なアクションプランを策定していただき、それを実施するとともに、外部評価委員会も活用しながら、人材の確保及び休止中の病棟の利用方法の検討を進めていただきたいというふうに思っております。

以上が病院事業会計の決算審査意見の概要でございます。

以上です。

○馬場成志委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○大谷総務経営課長 総務経営課長の私でございます。

私の方から決算の状況を説明させていただきます。座らせて報告させていただきます。

決算状況の説明に入ります前に、本年度の監査結果の公表事項に対する対応状況について説明させていただきます。

お手元の資料の監査結果の公表事項をごらんください。

指摘事項、指導事項ともございませんでしたが、今後とも適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど、角田監査委員から、決算審査意見として、医師の確保についてさらなる常勤医師の確保や中堅医師の養成が必要、また、経営計画の確実な実施については、より実効性のある詳細なアクションプランの策定

と確実な実施、さらに外部評価委員も活用した人材の確保及び休止病棟の利用方法の検討との御意見がございました。

医師の確保につきましては、平成19年度末で常勤医師4名が退職し、平成20年度の常勤医師は3名となりましたけれども、熊本大学等の協力により、現在は常勤医師5名を確保しております。今後とも引き続き、関係機関等に対し常勤医師の派遣要請を行うとともに、県のドクターバンクに登録したり、ホームページで募集を行うなど、常勤医師の確保に努力しているところでございます。

さらに、医師の派遣研修、学会及び院外研修等に積極的に参加できるよう職場環境を整備し、医師の資質の向上に努めてまいります。

次に、経営計画の確実な実施についてですけれども、中期経営計画で掲げております医療の取り組み、経営面の取り組みについては、アクションプランを定め、その実施に当たっているところですが、平成21年度の進捗を踏まえて、年次計画の見直しを行いながら、中期経営計画の確実な推進を図っております。

また、外部評価委員会も今年度8月立ち上げ、専門家等から、医療や経営のあり方について意見をいただいております。当委員会を活用した人材の確保及び休止病棟の利用方法の検討についても、引き続き行ってまいります。

それでは、続きまして、決算の状況を説明いたします。

本日お配りしております資料のうち、決算特別委員会説明資料を中心に御説明をさせていただきます。

まず、決算特別委員会説明資料1ページをお願いいたします。

病院の概要について記載しております。

開設は昭和50年で、県立富合病院とっておりますが、平成9年度に全面建てかえ及

び名称の変更を行い、現在に至っております。

本院は精神科病院で、病床数200、うち10床を肺結核合併患者のための病床としておりますが、平成20年4月1日以降、老人治療病棟50床を休止しております。本院は、県内の精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院、政策的医療を中心とした高度医療サービスを提供する病院、利用者の人権に配慮したアメニティーに富んだ病院及び地域とつながりを持った開放的な明るい病院という4つの基本理念を掲げ、次のような医療活動に取り組んでおります。

まずは、短期治療型の病院として適正な入院の実践と外来治療の充実、それから、県内精神科医療のセーフティーネットとして、重大犯罪を犯した精神障害者、措置患者の治療、他の医療機関等からの治療困難患者の受け入れ等を行っております。

また、政策医療として、覚せい剤、アルコール等の中毒・依存症、感染性肺結核合併症などの専門治療等にも取り組んでおります。

2ページをお願いいたします。

さらに、精神科救急医療システムの精神科後方医療施設としての役割を果たし、利便性の高い病院として、24時間の救急対応、デイケア、作業療法の充実、夜間外来の実施、土曜日午前の開院等の対応を行っております。

また、地域とのつながりを大事にする病院として、患者家族会による共同住居の運営、病院施設の開放等の対応を行ってきております。

下段をごらんください。

病院局の組織図を示しております。

現在、病院事業管理者、院長以下85名の正職員を中心に医療活動等に取り組んでおります。

3ページをお願いいたします。

平成21年度の医療の状況でございます。

図1に示しておりますとおり、新病院に移

行した平成9年度以降、入院患者数は増加してまいりましたが、平成20年度からは、常勤医師の不足により、50床を休止するとともに、新規外来患者の受診を抑制したことから、入院患者数は大きく減少しております。ただし、短期治療型病院を目指す当院としては、図2に示しておりますとおり、平均在院日数157.7日で、県内の平均である309.4日に比して非常に短期の在院日数となっております。

次に、外来患者ですが、4ページをお願いいたします。

入院患者への早期社会復帰に向けた支援活動による外来への移行、夜間外来や土曜外来などの充実によりまして、図3のとおり、年々外来患者は増加してまいりましたが、平成20年度からは、入院と同様、医師不足の影響で新規外来患者の抑制をしたことから、大きく減少いたしております。しかし、平成21年度10月よりその抑制を一部解除したことにより、平成21年度の新規外来患者は191名となり、前年度の新規外来患者数のほぼ倍数となるなど、改善も見られております。

次に、経営状況でございますが、4ページの下段及び5ページの表をごらんください。

平成21年度の決算額は、事業収益15億800万円余に対し、事業費用14億7,000万円余で、その結果、3,800万円余、前年度比66.6ポイント増の純利益を確保しております。

少し詳細に見てまいりますと、病院事業収益については、患者数の減少により医業収益が減少したものの、一般会計負担金の増や受取利息の増という医業外収益の増加により、前年度比2,600万円余、1.8ポイントの増となっております。

病院事業費用については、職員の減等による給与費の減のほか、委託料の全面的な見直し、経費の節減に努めましたが、そこで捻出した財源により、将来の歳出に備えた退職給与引当金や修繕引当金を約8,000万円ほど積



んでおります。これに伴いまして、前年度比1,100万円余、0.8ポイント増になっています。

しかしながら、経常利益のみを見ますと、3,800万円余の利益を確保し、前年度比3.6ポイントの増となっております。

資本的収支につきましては、国の経済対策に対応した地上デジタル対応薄型テレビの購入、内視鏡システム、食器洗浄器等の更新など、1,500万円強の工事等を行っております。

また、財政再建戦略期間中、平成21年度から23年度の3年間については、資本的収支に対する一般会計繰入金を抑制したことから、差し引き1億8,300万円余のマイナスとなっておりますが、この不足額については、公営企業の会計基準にのっとり減価償却費と内部留保金で充当しております。

同じく5ページの表の2をお願いいたします。

一般会計からの繰入金につきましては、平成21年度の決算額は7億4,300万円余であります。平成20年度当初予算時に一般会計からの繰り出し基準を見直しましたが、前述のとおり、さらに21年度から23年度までは県財政再建戦略による資本的収支の繰り入れの休止を行っております。

6ページをお願いいたします。

決算の状況の推移を図4で示しております。

新病院となった平成9年度は、旧病院の施設の除却損で大幅な約8億3,000万円余の純損失が発生し、累積欠損金は12億2,000万円余となりました。その後、毎年1億円余の純損失が発生し、累積欠損金も増加、平成14年度には16億1,000万円余になっておりました。このため、患者の確保や経費の節減など、経営改善に努めてまいりました。その結果、平成15年度以降、7年連続の純利益を確保し、累積欠損金も平成21年度決算で8億6,

600万円余にまで減少しました。

また、図5のとおり、医業収益に対する人件比率も低下傾向にございまして、平成21年度は、平成9年度と比較しますと20.2ポイント低下しております。この間、正職員数は、平成20年度の病棟休止に伴う15名を含む人員配置の見直しにより、平成9年度の138名から、平成21年度は92名、管理者を含みますけれども、46名の減少となっております。

7ページをお願いいたします。

経営目標と実績値の比較でございます。

平成21年度は、1病棟の休止と新規外来患者受診の一部抑制を実施する中で、経営目標を表3のとおり設定いたしました。医師不足とこれに伴う新規外来患者の受診抑制の影響は想定以上に大きく、入院患者数と外来患者数については、目標を大きく下回っております。

一方で、デイケアは開催日数を週4日から週5日にふやし、作業療法については各病棟で実施するなど、経営努力を行っていることから目標に迫っております。

今後も、さらなる医師の確保、とりわけ経験豊富な中堅医師の確保、養成に努めるとともに、平成21年3月に策定しました中期経営計画の実現に向けたアクションプランを着実に実施し、医療の充実を図りながら、入院患者数の確保及び外来患者の増に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 病院局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○大西一史委員 監査の審査意見のところに出ていますこの医師確保の問題、これはもう毎年出ている話だと思いますが、常勤医師5名、非常勤医師7名体制は、今のところその維持はできていると。ただ、先々を考える

と、いろいろ確保対策というのも考えていかなきゃいかぬということなんですが、実際のところ、この病院の規模あるいはニーズとして、今でもかなりぎりぎりなのかなというふうに思いますが、院長先生もお見えですが、大体どのくらいの医師の規模というんですかね、体制が一番ベターだというふうに思われるかということですね。それが1点と、それともう一つは、こういう医師不足の状況にあって、こういう精神科系の病院というのは、精神科のお医者さんとかと私もいろいろお話を聞いていますと、やはりドクターが確保できないのは、臨床心理士、あるいはそういったコメディカルの充実ということではいろいろカバーができるのではないかというような話も聞くんですけども、その辺の状況について実際どうお考えなのかということですね。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○濱元院長 ころの医療センターの院長の濱元といいます。

医師確保の件ですけれども、この病院が公的な病院であるということで、ほかの病院で引き受けられない患者さんを引き受ける可能性も高いもんですから、それをやり抜いていく医師を育てるとするのは非常に難しいことだと思っております。

若いときに来てもらって、そのままいてもらえればいいんですけども、なかなか若いときに来てそのままというのは、今までも余りなかったことなので、いろんなところを回って中堅ぐらいになって病院に定着して、ずっとやっていくというのがあったんですけども、今の熊本県のシステムだと、それがなかなかうまく回っていないところがあります。私も東京に10数年いたんですけども、それが戻ってきて就職をするという形になっていますので、そういうシステムがうまく回らないと中堅医師が集まらないというのがあ

ります。

それと、臨床心理士とか、ほかのケースワーカーとかが非常に戦力になることはわかっておりますけれども、戦力になるといってもやはり経験が必要などころがありますので、経験のある人を雇い入れるというようなシステムがないと、即戦力としては、長期的に育てていくということではないと、なかなか難しいところがありまして、一般的に今の現状をすぐ改革するというのは非常に難しいと思っております。

それと、私どもの仲間と同僚であった者がやめていく経過とかを考えますと、やはり疲弊というのがどうしてもありますので、それを防ぐためには、常勤医師は、民間病院よりは少し多目にいて、研修とか少し休養とか、そういうことが実際バランスがとれるようにしていただいた方が定着率は高くなるんじゃないかと思っております。

○大西一史委員 今いろいろお話がありました。民間と比べて、少し規模的にはそういう先生を多くということで、定着をよくするためには、その方がいいのではないかというお話がありましたけれども、そういうことはやっぱり指導医的な立場の先生ですかね、そういった方がやっぱりいらっしやると、割と若手の先生も、そこにある意味で勉強のためにも行きたいというようなニーズも出てくるし、非常にその方がやっぱり医師確保という意味では一番大きいというふうな話をちょっとよそで聞いたことがあるんですけども、そういったとらえ方でいいんでしょうか。医師の確保というのが、専門医というか、指導的なそういう立場の先生がどなたかまた、当然院長先生もそういう立場でしょうけれども、そういう方がもう1人とか2人とか確保されると、さらにいいというようなことで受けとめてよろしいんでしょうか。

○濱元院長 そのとおりです。

○大西一史委員 この先生の体制というのは、なかなか即戦力ということも難しいというところはあるというふうに思いますが、やっぱりある程度そのやりくりをしていって、ほかのスタッフの方、その臨床心理士あるいはケースワーカーといったところ、それでなかなか済まないような患者さんが多いというところもあるのかもしれない。困難な患者さんといいますか、そういう方が多いというふうにも思いますので、その辺も含めてもう少しちょっとこの養成とかということに関しても、余り具体的な話が今のところまだ出てきていないので、もう少しちょっと考えていただければというふうに思います。

それともう一点ですけれども、これは説明資料の6ページで、この医業収益に対する人件比率が若干20年度よりも上がっているというようなどころがありますけれども、この図5ですかね。

去年の決算委員会での報告の中では、職員数が、スタッフの数が91名だったんですね。それがことしは85名に減っていました。22年10月現在ということですから、その辺が若干差があるのかもしれませんが、これは人件比率が若干20年度から21年度上がったということですが、スタッフがまた減ったのであれば、若干この辺のあれというのはどうなんですかね、収益が悪いから比率が上がっているということなのか、人数が去年の議事録を見てますと91名で、ことしは85名ということですから、スタッフは6名減っているのではないかなと思うんですが、その辺のちょっと人件費の状況であるとか、人員ですね、なぜ6名が去年よりも減っているのかとか、その辺というのはどういう状況なのか、ちょっともう少し詳しく教えていただければと思います。

○大谷総務経営課長 20年度から21年度にかけて、人件費が、8億7,400万から8億9,000万、約2,000万ほど上がっています。この辺については退職金等の問題がございます。退職者が多かったという状況です。

それと、今85人というのは、ことしの段階でございますので、ことしは大分人間は減っておりますので、ことしの決算は、多分人件費はさらに落ちるんじゃないかというふうに考えております。

○大西一史委員 ということは、じゃあこの医業収益に対する人件比率、これは医業収益があるから比率としてはあれですけども、収益によるとは思いますが、人件費の圧縮というのは、またさらに進むというふうに考えてよろしいですかね。

○大谷総務経営課長 基本的には退職金も経費に入れております。ないしは退職引当金も経費に入れておりますので、その辺の絡みで人件費がちょっと多少動く分はございますけれども、傾向としては、基本的には退職金引当金を積んでおりますので、退職金の平準化を進めていますから、人間が減れば、必然的に人件費は下がるということになると思います。

○大西一史委員 はい、わかりました。じゃあいいです。

○鬼海洋一委員 2点、簡単な質問をしたいと思いますが、医師が4名から5名、それから非常勤も含めて7名という相当な努力があったというふうに思います。

それで、休止病棟が50床ですよね。これは今後再開に向けてどうするのかというのが一つ、それからもう一つは、たしか今、県庁の内部でも、あるいは学校の教員の中でも、相当精神障害、メンタルヘルスに対する取り組

みで、こころの医療センターが指定病院だというふうにお聞きいたしておりますが、その点の状況はどういう——私が知っているそういう先生がいらっしゃるんですが、なかなかあそこに行かずに、わざわざよそに行くとかという、福岡あたりの病院に行くとかというケースもあるんですけども、そういう県庁職員だとか、最も関係がある教職員の利用だとか、その辺いかがでしょうか。

○大谷総務経営課長 老人病床50床、現在休止しております。どういう医療をそこで展開するのか、ないしは医療ではなくて、例えば共同住宅とか、いろんなことも今検討しておりますけれども、なかなか医療法の問題とか、いろんなことの絡みの中でいろんな問題がっております。もう少しちょっとお時間をいただきたいなというふうに思っています。

それと、やはり病棟として再開するのであれば、やっぱり県民が必要とする政策医療、何が必要なのか、その辺をきちっと見きわめながら問題を検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、うちの病院の方にメンタルヘルス関係の県職員の方のお話ですけども、自分の病気を知られたくないという方が結構いらっしゃるように聞いております。市町村からの職員は結構いますけれども、教職員等、あれは余り多くないような感じは今のところ受けています。というのも、ここ1年半ほど外来を抑制しておりましたので、その辺もあるかもしれません。現在は、うつ患者を中心にかなりの数が入ってきております。ただ、どういう職業の方かまでは、きちんと全部統計をとっておりませんので、よくわかりませんが、全体的にはそんな大きな数はないとは思っております、今のところは。

○鬼海洋一委員 今、県の第5次医療計画の中でも、特に精神障害については1本の柱で、相当、特にこころの医療センターを中心に、県下の精神障害に対する対応というのは進んできているというふうに思います。

そこで、特に宇城地区の中でも多くの精神病院があるわけですが、これまでもずっと医療の中では連携されていたんですね。その当時の富合病院、今はこころの医療センター、ここと地域の病院との連携というものが非常に大きな特徴ではないかというふうに思っているんですが、その辺の新しい経営形態になった以降の連携というのはいかがでしょう。

○大谷総務経営課長 熊本県は、比較的外来を中心としたクリニックが多いわけですが、そういうクリニックさんあたりとは、いろんな形で患者の相互紹介とか、そういう形で連携させていただいております。

それと、やはり一般病院、それと精神病院を含めた形で、病院からの患者の紹介はうちの方はかなり多い状態です。そういう形で、うちの方はどちらかというと、民間の病院さんから御紹介をいただいた割と難しい患者さんを受け入れて治療しているという状態かなと、そういう形での地域連携を進めております。

うちの場合は、先ほど説明しましたとおり、150日ぐらいで大体退院しております。そういう面では、比較的早期に患者を受け入れて早期に社会に復帰していただいている状況だろうというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 そこで1つお願いをしておきたいと思うんですが、病院そのものの機能もそうですけれども、グループホームということで、地域に相当大きな協力をいただきながらの経営が成立しているという面もあるというふうに思うんですね。ですから、ぜひ、

これまでもそうでしたが、地域のグループホーム等をお持ちのところ、設置しているところ等とのそごといえますか、意識が離れないとか、その辺の気持ちを逆なでないような、そんな対応をぜひこれからも努めていただきますようお願いしておきたいと思えます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○中原隆博委員 県立病院ということで、言うなれば、民間の精神科を含めた病院で診れないような人をやっぱり受け入れる受け皿でなければならないというふうに思えます。

先ほどからお話がありますように、非常に採算ベースからいけば、今まで非常に赤字続きで今日まで来ているような経過で、やっと黒字に転換、黒字に転換といっても、その病棟数を減らして患者数を減らしたということですから、本当にそれが採算ベースに乗っているかということは疑問であろうと、このように思えます。

そんな中で、先ほど来お話がありましたように、熊本大学あたりとの連携をするならば、それと同じような待遇改善という形での人事交流を図らなければ、なかなかその定着率というのは思うに任せないというふうに思うんです。その辺をどう考えておられるのか、今後はどうしたいのか、それをまずお聞かせください。

○大谷総務経営課長 医師の養成については、熊本大学とその附属病院で今現在若手の方を随分ふやしていただいて、うちも非常勤で週4日間3名来ていただいております。待遇については、大学に比べると、かなりうちの方がいい状態で対応させていただいていると思っております。

今後につきましても、熊大の医局の中で人材がぼちぼち30歳近くなられる、指定医と言

われる大体ベテランに近いお医者さんもふえてきていますので、今後とも、その熊大の医局と連携をしながら、常勤医師の派遣までつながるような形で、それぞれ役割分担をしながらやっていきたいと思っています。

熊大の方からは、うちの病院の方では、若手の先生の研修機能をという話も来ておりますので、そういった対応をしながら熊大の医局との連携を強めてまいりたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 民間でできない方が大体来られるんですよ。私はその辺の事情はわかるんです。であるなら、やはり今お話がありましたように、やっぱり待遇そのほかで、熊大病院なら熊大病院よりもよりよい待遇で定着率を図っていかないと、なかなか今後の経営にまた難を来すんじゃないかという思いがあります。

その点、もう一度お答えいただけますか。もう一度確認させてください。

○大谷総務経営課長 熊大の場合は、ほとんど医師の先生が、結局医局にはおりますけれども、ほとんど給料はかなり安い水準で出ています。うちも、熊大の医局にいながら、うちに例えば当直と1日という形で来られて、月に20万から30万ぐらいお支払いしているという状態で、要するに、きちんとそういう形で、熊大とそれぞれ役割を分担しながら、医師の育成に当たっているという状況だろうと思っております。

具体的に熊大の大学の先生とうちの先生のあり方も違いますので、待遇が簡単に比べられる状況ではありませんけれども、できるだけお互いに連携しながら医師の待遇をしていきたいというふうにしております。

○中原隆博委員 人材の確保にさらに全精力を注ぎ込んでやっていただきたいと思います。

す。

以上です。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 なければ、以上で病院局の審査を終了します。

次に、次回は第8回委員会となりますが、11月22日、月曜日、午前10時から行いたいと思います。できれば取りまとめをする方向で考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして第7回決算特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長